

平成25年第3回定例会

# 一宮町議会会議録

平成25年9月18日 開会

平成25年9月18日 閉会

一宮町議会

## 平成25年第3回一宮町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月18日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	11
鵜沢清永君	12
鵜野澤一夫君	14
志田延子君	19
袴田忍君	21
鵜沢一男君	30
藤乗一由君	36
鶴岡巖君	52
秋場博敏君	69
認定第1号～認定第5号の一括上程、委員会付託	78
報告第1号、報告第2号の一括上程、説明	79
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	84

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	97
同意案第 2 号の上程、説明、質疑、採決	98
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	99
閉会の宣告	100
署名議員	101

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 18 日 （ 水 ）

# 平成25年第3回一宮町議定例会会議録 (第1号)

平成25年9月18日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜 沢 清 永	2番	鵜 沢 一 男
3番	小 安 博 之	4番	藤 乗 一 由
5番	袴 田 忍	6番	鵜 野 澤 一 夫
7番	吉 野 繁 徳	8番	志 田 延 子
9番	高 梨 邦 俊	10番	室 川 常 夫
11番	島 崎 保 幸	12番	秦 重 悦
13番	中 村 新 一 郎	14番	秋 場 博 敏
15番	鶴 岡 巖	16番	森 佐 衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 長	玉 川 孫一郎	副 町 長	芝 崎 登
教 育 長	町 田 義 昭	総 務 課 長	峰 島 清
まちづくり 推 進 課 長	岡 本 和 之	税 務 課 長	渡 邊 幸 男
住 民 課 長	牧 野 一 弥	福 祉 健 康 課 長	高 師 一 雄
都 市 環 境 課 長	小 関 義 明	産 業 観 光 課 長	小 柳 一 郎
保 育 所 長	井 上 高 子	会 計 管 理 者	森 田 明 美
教 育 課 長	田 邊 勝 美		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事 務 局 長 諸 岡 昇 書 記 小 林 久 美 子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	一般質問	
日程第六	認定第 1号	平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2号	平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 3号	平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4号	平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5号	平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第七	報告第 1号	平成24年度一宮町健全化判断比率について
	報告第 2号	平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
日程第八	議案第 1号	一宮町補助金検討委員会条例の制定について
日程第九	議案第 2号	一宮町健康づくり推進協議会設置条例の制定について
日程第十	議案第 3号	一宮町税条例の一部を改正する条例について
日程第十一	議案第 4号	一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
日程第十二	議案第 5号	一宮町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第十三	議案第 6号	一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十四	議案第 7号	平成25年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
日程第十五	議案第 8号	平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第十六	議案第 9号	平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
日程第十七	議案第10号	平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について
日程第十八	同意案第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることに

- 日程第十九 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第二十 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

本定例会は、6月議会定例会と同様に、地球温暖化対策と節電対策を目的に、町のキャラクター「一宮いっちゃん」のポロシャツを着用いたしまして、議会を開催いたします。

ただいまから平成25年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員会委員長、13番、中村新一郎君。

○議会運営委員長（中村新一郎君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提出されましたものは、町長の行政報告を初めとして、各会計の決算認定5件、健全化判断比率などの報告2件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、一般会計及び特別会計合わせて4件の補正予算、その他、人事案件が3件あります。

また、一般質問は、8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日の1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

---

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

---



◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

11番、島崎保幸君、12番、秦 重悦君、以上兩名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（森 佐衛君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成24年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成24年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしてあります。これをもってご了承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（森 佐衛君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第3回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方

には、公私とも大変ご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、平成24年度の決算でございますが、一般会計のほか4つの特別会計につきまして、5月31日をもちまして出納閉鎖いたしました。

一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入が67億8,704万4,000円、歳出が64億7,408万円で、歳入歳出差し引き額は3億1,296万4,000円となりました。

本定例議会において、平成24年度各会計の決算認定をいただきたく決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、全て早期健全化基準を大幅に下回る状況でございます。

次に、防災関係ですが、町の地域防災計画策定業務の進捗状況につきましては、8月中旬に計画の素案ができ、関係各課とのヒアリングを行いました。今後は、ヒアリングによる修正等を行い、防災会議の開催、議会の説明、パブリックコメントを実施し、11月中に策定の予定です。町民の皆様には、概要版を作成し、お知らせをしてみたいと思っております。

また、自主防災組織の設置については、各区へお願いしているところでございますが、去る7月に綱田区の自主防災会が設立されました。現在、宮原区、矢畑区、6区、綱田区の4地区でございますが、その他数地区で協議中とのことですので、議員各位におかれましても、地元での組織の設立にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今年度も町全域を対象とした津波避難訓練を11月17日の日曜日に実施する予定です。万が一の災害に備え、多くの方に参加していただき、避難経路や避難時間、避難場所等を再認識していただきたいと思っております。

次に、新庁舎の建設事業につきましては、当初の予定どおり7月から建築本体工事に着手いたしました。天候にも恵まれ、作業におくれはなく、来年5月の供用開始に向け、順調に工事が進んでおります。現在は、地盤改良と基礎部分が終了し、新庁舎1階の躯体の仕上げ工事に着手しているところでございます。

なお、本議会で、OAフロアや空調機などの追加工事費、議場放送や通信インフラなどの設備工事費、机や椅子などの備品類について補正予算に計上してございますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

工事中は何かとご不便をおかけいたしますが、安全な工事に細心の注意を払ってまいりま

すので、ご協力くださいますようお願いいたします。

次に、福祉関係ですが、子ども・子育て支援法に基づき町がこの法律の施行に関する重要事項を調査し審議する附属機関として設置いたしました、一宮町子ども・子育て会議で、大地震により津波被害が予想される保育所等の移設の方向性について議論をいただきました。今後、この子ども・子育て会議からの報告書をもとにして、町で具体的な保育所の建設計画を決定し、議会や住民の皆様のご理解をいただき、子供たちのために早急に建設を進めてまいりたいと考えております。

また、ことしも夏休み期間中、桃太郎おたすけ隊を実施いたしました。青少年の非行防止を目的に、保護司会、青少年相談員を初め商工会や警察などさまざまな団体の協力のもと、上総一ノ宮駅を中心にパトロールを行いました。平成13年の開始からことしで13年目となり、毎年ご協力をいただいております各団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

健康関係では、現在の中学生までの医療費助成を高校生まで拡充する、高校生等医療費助成制度を8月1日から開始いたしました。

次に、介護保険事業ですが、政府の社会保障制度改革国民会議の報告書では、要支援者へのサービスを介護保険から分離して、市区町村に委ねることや高所得者の負担割合を引き上げるなどの答申がございました。具体的には、平成27年度からの第6次介護保険計画から影響が出る可能性があります。国・県から具体的な制度改正の説明がございませんので、町としては推移を注視してまいりたいと思います。

次に、介護予防事業ですが、県補助事業の介護度重度化防止対策事業は好評で、5人の推進員が地区の集会場など身近な施設に出張して、介護予防教室を開いております。また、新たに推進員として活動していただく予定の6人の方に推進員養成講座を受講していただきました。今後、合わせて11人の推進員が各地区に出張して、介護予防教室を行うことで、要介護認定者数や介護給付費の抑制につなげたいと考えております。

なお、介護度重度化防止対策事業のモデル事業として、本給地区に元気クラブを立ち上げ、続いて1区に若竹会ができ、定期的に介護予防教室を開いております。今後、定期的に開催できる地区や団体はもちろんのこと、不定期開催の団体でも申し込んでいただき、町民協働の介護度重度化防止対策事業を広げていきたいと思っております。

このほか、介護予防が必要な人を早期に把握するため、去る7月、生活機能の状況に関するアンケート調査を実施いたしました。このアンケートは、介護認定の状態にできるだけならないように指導を行うもので、アンケート結果から生活機能が低下していると認められる

人には、介護予防教室のご案内をお送りいたしましたので、積極的な参加をお願いいたします。

次に、農業関係ですが、去る7月、地域における農業や農家の将来についてのアンケート調査を実施いたしました。これは、国が示す食と農林漁業の再生に向けた取り組み方針に沿って実施したもので、この結果を踏まえ、今後農家の方々と話し合いを重ね、持続可能な力強い農業の実現に向け、人・農地プランを今年度策定したいと考えております。

なお、アンケートは約65%に当たる515戸の農家から回答をいただき、回答した方の62%は60歳以上でございました。また、91%が耕作放棄地の増加、高齢化、安定した経営体がないといった問題を指摘しておりました。ほかに、後継者がいないといった農家も多くございました。

農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございますが、農業情勢や国・県の施策に対応しつつ、農家を支援していきたいと考えております。

次に、東浪見の岩切地先にあります弁天池でございますが、水田へのかんがいも終わり、この秋には改修工事に着手する予定となっております。貯水量の確保と堤体の安定を図るため行うもので、県の長生農業事務所が工事を行うこととなっております。近隣の方々にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解の上、ご協力をお願いいたします。

次に、夏期観光につきましては、一宮海水浴場を7月13日から8月19日までの38日間開設いたしました。ことしは、7月13日の海水浴場開きに新たに南九十九里はまぐり祭りと呼称し、ハマグリ拾いやバーベキュー等を行い、大いに盛り上がりました。また、抽選会の景品として、多くの商店や関係者の皆さんから、イベントを盛り上げるため多くの協賛品をいただき、厚くお礼を申し上げます。

海水浴場の入り込み客は2万2,600人で、新規イベントの開催や天候にも恵まれて、昨年と比べ約3割強の増加となりました。

7月13日から8月31日まで試行的に実施した海岸の一宮町営駐車場は、総駐車台数2万795台で、そのうちおよそ8割の1万6,952台が有料の対象で、料金収入は847万1,000円となりました。今回の状況を加味し、さらに改善点等を協議して、次回に向け創意工夫を重ねてまいりたいと考えています。

恒例の納涼花火大会は、8月3日の土曜日に好天気の中で行うことができました。今回は、君津市にあります福山花火工場に打ち上げをお願いし、海上からの水中花火8号玉は新しい試みで、その優雅さは目を見張るものがあり、訪れた来客者約4万5,000人からは歓喜の声

が上がっております。経済情勢が厳しい中にもかかわらず、今回も昨年を上回る寄附金を町内はもとより町外からもいただくことができましたことは、多くの方々のご協力と観光協会を中心に寄附集めにご尽力くださった関係各位のおかげと深く感謝申し上げます。

8月16日には、一宮川灯籠流しが行われ、お盆の伝統的な風物詩ということで、幻想的な明かりは放つ約1,000灯に及ぶ灯籠に、一夜の夕涼みを兼ねて、昨年同様に約2,000人のお客さんを集め、無事終了することができました。灯籠を作成してくださった方々や、流す作業にご協力いただいた一宮町種鰻採捕組合に感謝申し上げます。

第18回上総国一宮まつりは、9月8日の日曜日に開催され、アトラクションでは、小中高の児童生徒、よさこいソーラン並びに太鼓の団体、フランドンスといった恒例的な演奏や演技のほかに、今回は空手の演武やバレエ、歌の披露が新たに加わり、延べ約3,000人の観客により大いに盛り上がりました。しかし、夕方から雲行きが怪しくなり、上総おどりの前半終了間際、雨足が強くなり、後半は踊ることができませんでした。天候とはけんかできませんが、とても盛り上がっていただけに残念でございました。

終了後の後片づけは本当に大変でしたが、各関係団体のご協力にお礼を申し上げます。

また、関東周辺を中心に一宮町を宣伝し、知名度を上げていく一環として、東京駅構内に電飾看板の設置を本議会の補正予算に計上させていただきました。よろしく願い申し上げます。

次に、町道の工事関係ですが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事については、8月の終わりに第5回目の発注を終え、予定している工事のうち、およそ50%の発注が完了しております。今後も随時測量や設計を進め、早期発注を心がけてまいります。

なお、昨年度から着手した町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、現在用地買収を行っているところであり、年度内に一部工事に着手する予定です。

また、昨年度末の国の補正予算計上に伴う繰越事業については、町道1-10号線、通称下ノ原通りの歩道新設工事に係る設計業務が完了し、現在、工事発注に向けた準備を行っているところでございます。このほか、橋梁の点検及び長寿命化修繕計画策定委託業務、舗装修繕箇所調査設計委託業務につきましては、8月の末に発注いたしました。

次に、一宮川の津波対策ですが、中の橋から下流についての堤防かさ上げの案が千葉県から示されたところがございますが、去る9月14日にかさ上げ対象となる一宮川沿いの15区、16区、船頭給区において、住民説明会を行いました。22日には海岸区でも説明会を予定しております。

次に、海岸侵食関係ですが、ヘッドランドの整備により砂の流出を防ぎながら、侵食を受けている箇所に養浜を実施しておりますが、全体的に砂がついている様子が見え、事業効果が出ていると感じています。2号、3号ヘッドランドの間、一宮海水浴場のエリアでは、ここ何年もなかったウミガメの産卵も確認されております。また、9月13日に行われました上総十二社まつりでは、みこしを担いで砂浜を走るコースが10年ぶりに復活いたしました。

次に、交通安全対策関係ですが、役場西側交差点の信号機の設置について、関係機関と協議を重ねた結果、町及び県で、現状の道路形態で多少の改善を行うことにより、今年度中に設置されるめどがつかまりました。

次に、環境関係ですが、8月までの5カ月間に公共用地に対するごみの不法投棄につきましては、ボランティアにより回収されたごみの量が9,460キロとなり、昨年の同時期に比べ1,220キロも増加となりました。今後も不法投棄を防止するための啓蒙強化に努めてまいります。

なお、今後のボランティアによる清掃活動ですが、9月23日に一宮海岸の清掃、10月27日に一宮川河口の清掃、11月17日に一宮川の堤防の草刈りを予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

次に、放射能の汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出か基準以下となっております。また、千葉県にて7月に海水浴場における海水中の放射線濃度の測定、8月に千葉県産米の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出となっていることから、町民の皆様の健康への影響はないと判断しております。

次に、都市整備ですが、東浪見土地区画整理事業につきましては、6月30日に総会を開催し、新たな役員を選任いたしました。新役員には、前役員が全員留任するとともに、欠員となっていた理事2名は、総代の中から2名が新たに就任されました。

今後は、裁判所で行われている賦課金の未納者に対する法的な処理が済み次第、この結果をもって総会を開催し、年内には解散申請手続に入る予定です。

次に、都市計画関係では、都市計画マスタープランの策定に向けた、第1回目の策定委員会を8月30日に開催したところです。

次に、学校教育関係ですが、本年度から一宮町、長生村、白子町合同での中学生海外交流研修事業が実施され、8月1日から10日までの10日間、オーストラリアのブリスベンにおいて、ホームステイによる研修が行われました。一宮町から参加した8人の生徒からは、オー

オーストラリアの人々やすばらしい景色に触れることができ、大変有意義な研修であったことや、長生村と白子町の生徒たちとの交流も深まりましたとの報告をいただいております。

このほか、一宮中学校剣道部女子チームは、7月20日に行われた長生郡市総合体育大会団体戦で優勝し、続いて27日に行われた千葉県総合体育大会剣道の部で女子団体ベスト8となり、千葉県代表として関東大会に出場いたしました。8月12日に群馬県前橋市で行われた関東大会では、惜しくも予選で敗退いたしました。20年ぶりに関東大会出場権獲得の快挙をなし遂げております。

2つの小学校では、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを7月30日から8月2日までの4日間、東浪見小学校と中央公民館で実施いたしました。学習指導には、教職員のほか、県立大多喜高校と長生高校の生徒や教師を目指す大学生がボランティアで指導に当たりました。参加した4年生から6年生の児童140人からは、とてもよかったとのアンケート結果を得られました。

次に、社会教育関係ですが、7月7日に長南町を会場とし、第54回長生郡民体育大会が開催されました。一宮町の選手は、ふだんの実力を十分に発揮し、6種目で優勝、10種目で準優勝と健闘し、4年連続の総合優勝を果たしました。

また、一宮町中央公民館の耐震診断業務委託でございますが、6月19日に業務委託契約を締結し、10月末結果報告を予定しております。

終わりに、この定例会に、認定5件、報告2件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、補正予算4件、同意案2件、諮問案1件を提案いたしました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上で、私の行政報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（森 佐衛君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことには発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

---

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（森 佐衛君） それでは、通告順に従い、1番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

1番、鵜沢清永君、どうぞ。

○1番（鵜沢清永君） 1番、鵜沢です。

一宮海岸・釣ヶ崎海岸広場有料駐車場試行実験の結果と今後の計画について、2つ伺います。

1つは、有料駐車場試行実験の結果と現時点での評価について、どのように考えるかを伺います。

2つ目は、有料駐車場試行実験は、準備、広報のための時間が不十分な面もあったが、結果についての今後の検討スケジュールはどのようにするつもりか。また、今後も有料駐車場を進める意向かどうか、環境整備について現状ではどのように考えるか、基本的な方針と方向性をどのように考えているかについて伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの鵜沢清永君の一般質問に対する答弁を求めます。

小柳産業観光課長。

○産業観光課長（小柳一郎君） ただいまの鵜沢清永議員のご質問にお答えしたいと思います。

一宮海岸有料駐車場試行実験は、一宮海岸を整備する目的で、整備して一番恩恵を受ける人たち、いわゆる年間を通して海を使っているサーファーの方々から駐車料金という海を整備する協力金をもらったかどうかと考え、海岸を三等分し、中央の海水浴場区域は無料とし、北側と南側のサーフィン区域を有料とし、7月13日から8月31日までの50日間行いました。

50日間で、有料台数1万6,952台、1日当たり平均339台、金額にして847万1,000円、1日当たり平均16万9,420円、1日当たりの経費は、人件費約6万円ですが、仮設トイレ設置等、また今年度は初年度ということもあり、防護柵の設置の工事等があり、一宮海岸有料駐車場に要した経費は654万円で、193万1,000円の収益となり、目標に近い結果となりました。

また、これまで路上駐車が目立っていましたが、路上駐車が海水浴場近くの自転車道も含め1台もなく、本当に道路がきれいになり、また車上荒らしもことしは出ませんでした。



試行実験の課題は、サーファーが有料駐車場を利用するか、利益が上がるか、路上駐車がふえないかということでしたが、すべてクリアし、試行実験は成功と考えています。

また、釣ヶ崎広場は、無人のコインパーキングで、12月28日まで試行実験を行っています。9月20日までの52日間の成果は、有料台数461台、金額にして23万500円、1カ月6万3,000円のレンタル料ですから、思った以上の収益となりました。ことしは初年度でレンタル機器の基礎工事を入れるとほぼとんとんですが、来年以降はトイレの維持費程度は出していけると考えています。こちら管理人を配置しない駐車場で、大会が多く、大会時は駐車料金を取らないという中で、成功と考えています。

2つ目の質問の関係でございますが、今年度の結果についてですが、今後関係者からの意見も聞いて、年内に課題を整理し、来年も試行実験を続けたいと考えます。

期間はどのくらいが適当か、人件費等の経費は削減できないかなどを来年の課題と考えています。今年度は、有料駐車場予算の補正をし、準備や広報が不十分でしたが、来年はそのようなことのないようにしたいと思います。

また、有料駐車場で利益が出るかという課題はクリアした中で、一宮海岸を整備する目的のため、今年度からの収益を一宮海岸の整備のために積み立てる基金条例を来年3月議会に提案させていただきたいと考えています。その基金で何をいつ整備するかについては、今後十分検討し、ご相談させてください。

環境整備ですが、現状ではすぐ整備するだけの予算はありません。しかし、駐車場は砂浜で、ことしは雨が降らなかったこともあり、ぶかぶかで車が潜ってしまった場所もあり、県とも協議し、来年は車が潜らないように対策を考えていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

答弁が終わりました。

はい、どうぞ。

○1番（鶴沢清永君） 有料駐車場にかかわる環境整備について、再質問させていただきたいんですが、釣ヶ崎広場の有料駐車場のトイレですが、トイレの機能が弱いという声を聞いているんですけども、そのため大会等が行われるときは、汲み取るか、仮設トイレの設置が義務づけられていますが、有料駐車場でトイレについて負担することに町長はどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 釣ヶ崎海岸広場有料駐車場のトイレでございますけれども、社会実験で設置した水を使わない環境にやさしいトイレということで、これは平成21年に設置いたしました。しかし、社会実験ということで、耐用年数が短いトイレのため、既に老朽化しております。本来なら汲み取りの少ない3,000リットルの便槽のトイレでございますが、多くの人数が使用いたしますと支障が出ているのが現状でございます。

そのため、サーフィン大会など人数が集まる大会につきましては、トイレを汲み取ってもらうか、あるいは仮設トイレを用意して、エコトイレのほうは使用しないという形にさせていただいております。

せっかく一宮町に来ていただいて申しわけないわけでございますけれども、大会が行われるたびに毎回町で対応することは財政的に大変厳しいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

鵜沢議員、どうぞ。

○1番（鵜沢清永君） わかりました。

それで要望なんです。今後、世界大会など、さらに人の集まる場所になっていくと思うので、また今後十分検討し、しっかりとした話し合いをしながら改善の方法を考えられればと思うので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

私は、大きく2問質問いたしますが、1問ずつ区切って質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） それでは、最初に、大地震から大津波が発生した場合に、町の対策について伺います。

国土交通省は、8月22日、西日本を中心に甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震の重点項目の対策計画について、中間取りまとめを公表いたしました。

私は、昨年より防災に関して一般質問をしてきましたが、現在のところ、ライフジャケット以外については、検討、考慮するとの答弁でしたので、次の2点について町長に伺います。はっきりとした結論を望みます。

①千葉県及び一宮町の防災計画書、対策計画書の公表について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 玉川町長、答弁を求めます。どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 初めに、千葉県の防災計画書についてでございますが、昨年8月に策定されておりまして、内容につきましては千葉県のホームページで確認することができます。また、役場にも県の防災計画書がございますので、必要であればごらんいただくこともできます。また、この対策計画書は、国土交通省のホームページでも公表されております。

次に、町の防災計画書でございますが、県の防災計画書策定後の昨年11月末からこの防災計画の素案の作成の業務に入っております。本年度も引き続き業務を行っておりますが、既に素案ができて、関係各課とのヒアリングも行いました。

今後は、ヒアリングによる修正等を行い、防災会議の開催、そして議会への説明、パブリックコメントを実施いたしまして、11月中にこれを策定し、策定後は、概要版とハザードマップ、津波とか、洪水とか、土砂災害とか、揺れやすさとか、液状化しやすさ、そういったハザードマップを全戸に配布する予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

防災計画書について再質問いたします。

現在の防災計画書では、避難経路の記載はされていません。新しい防災計画書を今作成中ですが、避難経路を記載する予定かどうか伺います。

また、町内施設に収容し切れないような大規模な災害が発生した場合の避難場所や経路の対応策について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

玉川町長、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 住居地や避難場所、災害によって避難の条件が異なることや高台へ

向かう主要道路が少ないため、今回の防災計画でも明確な避難経路を指定する予定はございませんが、防災計画書は随時見直しをしなければなりません。

現在、日本大学と連携いたしまして、町は、避難時に関する調査を行っております。

避難の際にどの避難経路を予定しているのか、また、どれだけの人が車を使用する予定なのか、どこが渋滞しやすくなるのかなどの調査をいたしまして、調査結果をもとに予測図を作成する予定でございます。

今後、このようなデータも参考にしながら、避難路について慎重に検討してまいりたいと考えております。

現在は、町で行う避難訓練や学校等の訓練、各家庭での話し合いを通じて避難場所や複数の避難経路、避難時間を確認していただき、万が一の災害に備えていただきたいと考えております。

また、現在4つの自主防災組織が設立され、各団体に訓練等を実施しておりますが、このような活動が防災意識の向上と減災につながるものと思いますので、引き続き町はこれを支援してまいります。

また、大規模災害が発生した場合の対応として、長生郡7市町村で災害に取り組む広域災害対応計画検討案ができておりますので、後日議員の皆様方にこれをお示しいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

ことしの3月議会で、私は、10路線の津波避難道路を地域防災計画に組み入れるよう要望いたしました。白子町では、6路線を津波避難マップに指定し、長生村では、全路線が津波避難道路であると、うち4路線を老人や障害者車両及び物資輸送車両の優先道路に指定しているとのことでした。

一宮町では、先ほどの答弁で、今回の防災計画で明確な避難経路を指定する予定はないということですが、津波避難道路として指定すると、さまざまな制約が発生するとのこと、避難経路という名前で各自治区で指定し、避難マップに明示することを私は強く要望します。

いずれにしても、玉川町長のかじ取りがしっかりと前向きに積極的に進んでいくことを強く要望します。

次の質問に移ります。

防災面を考慮した一宮町マスタープラン書の進捗状況について伺います。よろしくお願ひ  
します。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

小関課長、どうぞ。

○都市環境課長（小関義明君） 都市マスタープランにつきましては、第1回目の策定委員会  
を去る8月30日に開催し、町民などの委員の方々から意見をいただきながら策定作業を進め  
ております。

策定においては、現在見直しを行っております地域防災計画を見据えて防災について検討  
してまいります。

今後の作業につきましては、策定委員会による検討を進めるほか、町民参加の地域別懇談  
会などを開催し、広く意見を求めながら、平成26年度までの完成を目指して進めてまいりま  
す。

なお、都市マスタープランの公表でございますけれども、完成後に速やかに行う予定であ  
りまして、リーフレット等により周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 一宮町の都市計画マスタープランは、平成24年度より約1,130万円  
をかけて将来の都市づくり、まちづくりを作成するわけですが、その中に防災計画等も総合  
的に含むと、昨年の説明でなされております。今の答弁で、検討してまいりますと言われま  
したが、検討しただけではなく、必ず策定する、入れるという約束をしていただきたいと思います。

ひとつよろしくお願ひいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

大きな2番目の質問ですが、町内に防犯カメラの設置ということで質問させていただきます。

現在、町内に防犯カメラの設置箇所は、千葉銀行、房総信用組合、郵便局、各コンビニ店、  
一宮駅、東浪見駅、各ホテル、マンション等の入り口または店内がほとんどで、非常に少な  
いのが現状であります。これまで町内で大きな事件、事故等は余り多くありませんが、ひき  
逃げ等が時々あります。今後、何が起こるがわかりません。全国の主要都市、近隣の茂原市  
でも大企業、遊技場組合等が防犯カメラを寄附した例もあります。

防犯の観点から、次の4点について町長の見解を伺います。

1番目として、公共施設の全施設内、また入り口及び施設前道路に防犯カメラの設置、2番目、各企業前の道路に設置依頼、3番目、国道、県道の交差点及び、橋が一宮町にはありますが、その橋に設置、4番目に、個々の家の前に設置する場合は補助金をという4つのことで伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、初めに県内の防犯カメラの設置状況についてご説明させていただきます。

平成25年3月末時点で、道路への設置が779カ所、駐輪場1,144カ所、公園126カ所、その他1,826カ所、県全体で3,875カ所に設置されております。このうち、防犯対策での設置が約25%で、残りの75%が商店街や学校などが独自で設置したものとなっております。

千葉県では、ひたたくり対策防犯整備設置補助事業の補助金交付要綱が制定されておりますが、当町は、県の指定するひたたくり対策重点区域ではありませんので、補助対象外となっております。県内では学校などに多く設置されているようですが、カメラの取り付けや必要器具類を含めて1台当たり35万円から40万円程度と聞いております。それに対する補助金等は現在のところなく、各自治体の単費で設置しているようでございます。

ご質問の①の公共施設の全施設内、入り口、施設前道路への防犯カメラの設置につきましては、現在設置要望等もございませんが、県内の施設の設置状況調査やランニングコスト、事件、事故発生率など踏まえ、関係課と必要性について協議する必要があります。

ご質問の②の各企業前の道路の設置依頼との内容ですが、事故、犯罪件数等のほとんどない中で、企業に対して設置依頼をする目的の正当性や設置費用等、細かい部分で検討しなければなりません。また、道路への取り付けに当たり周辺住民の承諾が必要と思われれます。

③の国道、県道の交差点、各橋への設置でございますが、県担当課へ確認したところ、その目的、必要性から防犯カメラ設置はしないとのことでした。

④の個々の家の前に設置する場合の補助金についてですが、県内補助制度の有無については、東葛地域の一部で防犯対策として制定されており、防犯パトロール隊などの組織化がされ、周辺住民の承諾を得る、また苦情は設置団体で対応するなどの条件となっております。この地域は、最初に申し上げました、ひたたくり対策重点区域に指定されており、犯罪等の

多い地区と思われます。

防犯カメラが犯罪などの抑止に有効であることは認識しておりますが、個人のプライバシーの問題や必要性の課題、また今後住民や地域、団体等のニーズ、県内の制定状況等により検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 今月ですが、町で区長回覧された中に、県警だよりというのがあります。県警だよりと県警からのお知らせということがありました。

その中に、交通事故のことや空き巣、自動車盗難の被害が多発していると、また、最近の大きな犯罪事件では、皆さんご承知のように、アメリカボストンマラソンのときの爆弾事件、また最近、トルコの日本人女性の殺傷事件が、これも防犯カメラによる犯人の割り出しで解決されています。

また、車上荒らしが各駐車場等で数年前まで多発していましたが、やはり防犯カメラの設置で激減しています。まずは町内の小中学校、保育所、公共施設の入り口道路付近に早急に防犯カメラの設置を私は要望したいです。

安全で安心なまちづくりにすれば町の人口もふえると思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 志 田 延 子 君

○議長（森 佐衛君） 次に、志田延子君の一般質問を行います。

8番、志田延子君、どうぞ。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。よろしく願いいたします。

私は、東千葉メディカルセンターについて、質問させていただきたいと思います。

せんだって、7月31日に、東千葉メディカルセンターの地域医療における役割と臨床教育、そして救急医療、急性期医療を核とする地域基幹病院を目指してということで、理事長の平澤先生のお話を伺いました。

そのときに、圏央道が東金まで開通いたしました。それによって、我々の長生地域は30分

以内でこの救急医療センターまで行けるわけですね。その場合に、やはり東金市と九十九里町だけに負担させてよいものか、そのようなことを考えて、ぜひ恩恵を受ける我々の地域はどんなふうにして負担を考えたらということで、町長に質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

東千葉メディカルセンターについてでございますが、平成23年の1月から2月にかけて、県の福祉部福祉政策課の課長並びに東金市の副市長が非公式に長生地域の首長に面会いたしまして、各市町村で東千葉で三次救急にかかった費用について1人当たり7万7,000円を負担してもらいたいとの要請がございました。

しかし、これにつきましては、経営権利のある東金・九十九里が、三次救急で当初の赤字を1億円と見て、その半額を他の市町村に負担させるというものでございます。もし、赤字が2億円にふえた場合、他の市町村の負担もまた倍になってしまいます。しかも、他の市町村は、経営権がないため、その経営に対して意見をすることができません。

また、千葉県保健医療計画では、三次保健医療圏は県全域となっております。整備費用については、本来国と県が負担をして整備すべき問題であり、全国でも市町村が負担をするという例はございません。

財政支援につきましては、山武郡市の自治体においても同意が得られていないのが現状でございます。各首長への正式要請はまだ来ておりません。

以上のことから、今後、県とか東千葉メディカルセンター、そして周辺市町村などの動向をよく注視しながら、慎重に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） 確かに三次救急については、国、県がもちろんやるべきことだとは思いますが、しかしながら、東金市と九十九里町が1市1町で頑張っているところと、それから我々も九十九里町においては、それこそ負担はしているのに、30分以上かかる我々よりも遠くなるんですね、それでも頑張ってこれを何とかしようと思っているわけですね。



3次救急に対しては、本当に私たちは恩恵を受けるわけです。ですから、ただ単に国からとか県からとかというのではなくて、この3次救急の医療センターを持続させるためにも、皆さんでもう少し首長さんたちと話し合っただけであればと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（森 佐衛君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（森 佐衛君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田でございます。

きょうは、3つの質問がございますので、1問ずつ区切らせて質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○5番（袴田 忍君） よろしくをお願いいたします。

それでは、まず1つ目の質問でございます。

発達に支援が必要な子供たちへの支援についてという項目でございます。発達障害支援法が平成16年に施行され、それを契機に新たに学習障害、発達性言語障害、発達性協調運動障害、注意欠陥・多動性障害、これはADHDですね、のような障害分類も発達障害として認められるようになりました。

このような分類も、子供たちの成長とともにその言動、行動、言葉でございますが、見分けていくことができます。したがって、早い時期、幼児期及び低学年学童期の行動を注意深く見ることによって、人生の早い段階から支援を受けていくことが必要であるかないか、分岐点になります。

精神的な症状、自閉症、筋肉の病気や脳性麻痺は、幼児教育に入る以前から明らかにわかることが多いですが、発達障害もまた幼児教育に入るにつれてあらわれます。早い時期にわかることができます。

発達障害の中には、脳内物質の分泌が上手にいかないために症状があらわれてくるものもあり、そのような場合、専門医の治療、指導のもとから投薬を含めた医療的ケアを受けることで症状が改善される例もあります。いかに早期に症状を見きわめていくかということが重

要になってきます。私も児童福祉専門分野におりますが、私の施設にも同様な障害を持った子供たちも多くいました。医療機関との連携を加味しながら見守ってきました。

さて、幼児期から学童期へ場所を移すと、先生の言うことを聞かない、児童生徒が落ちつかない、歩き回る、乱暴な言動をする、攻撃的になる、反社会的行動をとるなど、児童生徒が規律を守らず、時には大規模な学級崩壊の様相を示すことが問題になっています。

平成24年12月には、文科省中等教育局特別支援教育課から、平成24年4月から3月にかけて実施した、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の結果の発表がありました。

この調査結果から、知的発達におくれがないものの、学習面や行動面で著しい困難を示された児童数の割合は、学習または行動で著しい困難を示すものが6.5%、学習面で著しい困難を示すものが4.5%、行動面で著しい困難を示すものが3.6%、学習面と行動面ともに著しい困難を示すのが1.6%と推定されています。

ところで、一宮町には児童福祉施設、児童養護施設がございます。定員が150名、これは関東で多分一番大きいと私は思います。その子供たちは一宮小学校、一宮中学校に通っています。学校で知的または情緒の問題のため、授業によっては少人数で指導を受けている子供たちもいます。子供たちの状況によっては1人や2人の教職員では1つの学級を見ることに無理な場合もあるのではないのでしょうか。

年齢が上がるにつれ、中学校の場合、学習内容もだんだんと難しくなる上に、平成24年度からは中学校もゆとり教育から脱却し、学習内容の質や量もゆとり教育の導入前に戻っています。発達障害児の人数が一定数多い場合は、学級を分け、教職員を特別に加配するということは一般的に試されています。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

発達に支援が必要な子供たちへの支援について、町はどのような認識を持っており、どのような支援を行っているのか、町内の保育所、小学校、中学校でどのように連携して支援体制をとっているのか、発達に支援が必要な子供たちにかかわる保育士、教職員の配置についてどのように考えているのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの袴田議員の1点目の、町はどのような認識、支援

を行っているのかということについてお答えさせていただきます。

町では、福祉健康課保健師が新生児訪問から乳児相談、親子ふれあい教室、1歳半健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、4歳児視力検査において、出生から常に経過を観察しており、児童に気になる点があれば必要に応じ保護者と随時の育児相談を行っております。

また、定期の育児相談には、睦沢町のつくも幼児教室という発達支援施設から職員が出席して相談支援を行い、必要時関係機関への紹介を行っております。

相談等で発達支援が必要と思われる児童については、福祉健康課に発達支援の申請を行い、判定の結果発達支援に該当した場合は、発達支援施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を満18歳になるまで受けることができます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 2番、3番の答弁を求めます。

町田教育長、どうぞ。

○教育長（町田義昭君） 袴田議員の②、③に関する部分についてお答えいたします。

町内の保育所、小学校、中学校でどのように連携して支援体制をとっているかということでございますが、町内の保育所と小中学校での連携支援体制につきましては、一宮町特別支援コーディネーター等連絡協議会を設置しています。町内3小中学校、長生特別支援学校の特別支援コーディネーター、保育所、福祉健康課、一宮学園ケア統括部、長生健康福祉センター家庭児童相談室、長生地区不登校児童生徒サポートセンター及び教育委員会が連携して支援を必要とする児童生徒及び家庭の実態を把握するとともに、本協議会を通して支援の方向性を共有するなど、多くの実践事例を通じた連携体制及び指導体制を構築しているところでございます。

また、これは学校教育法に則ったものでございますが、就学前健康診断及び就学指導委員会において、適正な就学方法や指導方法等を判定することにより、早期発見に努め、早い段階での適切な支援に取り組んでいるところでございます。

3番目の発達に支援が必要な子供たちにかかわる教職員の配置数についてお答えいたします。

支援が必要な子供たちの支援は非常に重要であると考えております。これに対応する教職員の配置につきましては、必要な小中学校にすべて特別支援学級を設置し、教職員を配置す

るとともに、さらに必要な場合、教職員の増置もしているところでございます。このほか、普通学級に在籍する障害のある子供の学習活動を補助するために、特別支援教育支援員を学校の要望に応じて、現在、一宮小学校及び一宮中学校にそれぞれ配置をしているところでございます。一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援のための職員配置は行っているところでございます。

今後、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶという理念を踏まえた対応に努めてまいりたいと思います。

保育士の配置については、保育所長が答弁いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 井上保育所長、どうぞ。

○保育所長（井上高子君） 発達に支援が必要な子供たちにかかわる保育士の配置数についてどのように考えているのかという質問にお答えいたします。

公立保育所では、保育所最低基準児童数をもとに、年齢に応じた職員配置、ゼロ歳児、おおむね3名、1・2歳児、おおむね6名、3歳児、おおむね20名、4・5歳児、おおむね30名に職員1人の配置を実施しております。

発達に支援が必要なお子様につきましては、町予算の中で個別に担当職員を配置しております。

保護者の方々の思いに寄り添いながら、保育所職員、保育所の子供たちも含めて全体で一緒に遊び、生活するということを大切に考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 答弁、ありがとうございます。

今の答弁から再質問させていただきたいので、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 1点目は、町内の小学校、中学校に在籍しております特別支援学級の児童生徒数はどのようになっていますか、また、それに携わる教員数はどれくらいいらっしゃいますか。

それから、2点目は、発達に異常があると判断して発達支援施設で支援を受けている子供さんは、多分、その支援施設には週に一、二回程度の通所だと思われそうですが、ふだんこの通

所にかかわっているお子さんは、日常、保育園に通っているのでしょうか、それのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

田邊教育課長、どうぞ。

○教育課長（田邊勝美君） ただいまの袴田議員の最初の小中学校の特別支援の児童生徒数、それと教員数についてお答えいたします。

8月末現在で特別支援学級に在籍しています児童生徒数と配置されている職員数につきましては、東浪見小学校は、2クラス5名でございます。教員数は2名。一宮小学校につきましては、3クラス10名で、教員数4名、うち1名は児童生徒支援加配講師となっております。また、一宮中学校は、2クラス8名で、教員数3名、うち1名は特別支援増置講師が配置されております。各児童生徒に合わせた指導を行っておるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） 2点目の再質問についてお答えいたします。

発達支援施設に支援を受けている子供さんでは、保育所に通っている子供さんもおりますし、また家庭で過ごしている子供さんもおります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

要望でございます。発達支援が必要とされる児童生徒数は一定数の割合で存在すると文科省の調査で明らかにされています。学習面、行動面、これについては多動性、衝動性、自分の不注意からのパニック、対人関係、こだわり等、発達障害と見られる症状が多く見られる場合、教員もかなりの負担になります。それ以上に、そこに関係する子供たちの影響はかなりのものだと私は思っております。支援に対して県の基準の教員枠は決められていますが、教員支援の増員を考えていただきたい。このことは前回の定例議会でも町負担で支援員を2名増員させていただきました。本当にありがとうございます。

これは、私は、町負担で考えるべきものではない、本当であれば県が考えるべきものである、これは発達支援が必要な子供さんが多い市町村、先ほど児童福祉施設等取り上げましたけれども、県下16市町村にその児童養護施設が存在するわけでございますが、20近い児童養

護施設が県内にございます。今、児童福祉施設にいる子供さんの約90%が虐待を受けている、いじめを受けている、そういった状況の中で施設に子供が入ってくるわけですね。そうすると何らかの障害を持っているわけです。やはり彼ら、彼らという言い方は失礼ですけども、子供さんはトラウマによって体罰とか養育拒否のトラウマを持ってやってくるわけですので、何らかの発達障害を抱えている子も多いと聞きます。やはりこれは、福祉施設を抱えている市町村だからこそ、これは考えなければいけないのではないかと、一宮町もそうですし、隣のいすみ市もそうです。近くであれば、市原市、茂原市もそうなんですが、そういった施設を持っている市町村は、やはりこういった発達障害児の子供の支援を深く考えるべきではないかと、私は思います。

先生一人一人のマンパワーだけではやっていけないと思います。先生方にも本当にこれはストレスがたまりまますし、中には先生もうつ病にかかってしまった、精神病にかかってしまって病院に通っている先生方もおられると聞きます。これは、やはり学校の崩壊、学級の崩壊、パニックによって先生方も非常に力を出し切れずにいらっしゃいます。

こういった面も抱えます学校、それから生徒さんを考えまして、今後ともやはり要望として私が言いたいことは、市町村単位ではなく県単位でこういった学校、町に支援をしていただくような働きかけを町から行っていただきたい、そういうふうには考えております。

以上です。

それでは、第2の質問に移らせていただきます。

第2質問でございます。

今、町にはボランティア連絡協議会、そしてボランティアセンターが立ち上がり、町はボランティア活動への参加が加速されたように私は思います。

町民の方々がボランティア活動に参加するに当たっては、趣味趣向だけではなく、何か町のために、町に役立ちたい願いで各自それぞれの団体が精力的に、なおかつ積極的に活動しています。高齢者から若い世代の方が無償の精神で活動し、町の活力のエネルギーになっていることは言うまでもありません。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1つ、町の広報紙等で活動状況を把握することはできますが、それをサポートする町は、ボランティア活動をどのようにとらえているのかお伺いしたい。

2つ目、行政としての支援協力はあるのか、お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

一宮町ボランティア連絡協議会は、ボランティア精神に基づいた活動を通しまして社会福祉の向上、自立を図るとともに、地域社会に寄与することを目的といたしまして、昭和61年4月にこれが設置されまして、これまでボランティア活動を展開してまいりました。

しかしながら、近年、多種多様なボランティア団体もふえまして、ボランティアの概念も変わってきております。そういう中で、幅広いボランティア団体を登録し、町民のボランティアに対する理解と関心を深め、また育成と援助を行うとともに、ボランティア団体相互の情報交換あるいは連携によりまして、ボランティア活動の効果的な推進と地域社会の発展を図るために、平成24年4月に一宮町ボランティアセンターを一宮町社会福祉協議会の中に設置いたしました。

現在、ボランティア団体22とNPOの6団体がこの中に入っておりますけれども、誰もが、自分でできることを自分の意思で周りの人たちと協力しながらのボランティアということの基本といたしまして活動しております。また、ボランティアセンターでは、活動を通じまして町民の活動の輪を広げるために、ボランティア活動ガイドブックというものを10月中に発行いたします。

このように、ボランティア団体も年々ふえておりまして、活動も多方面で活発化している中、私、町長としましては、ボランティア活動に参加しています団体の皆様方には、本当に何かしてあげる活動ではなくて、この町とともに暮らす住民としての協力者として活動されていることに対しまして、心から感謝の意を表します。

そして、町からの支援とか協力につきましては、ボランティア団体に対して、さらに活動が推進できるように、団体に対する表彰とか、あるいは活動に対して例えば交通費とか、あるいは活動に使うためのたすきとか、あるいは帽子等のそういった支給も考えていきたいと考えております。また、必要であれば、町職員の参加等、人的な助成も行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

ボランティア活動をしている方々、非常に私も敬意を表するところでございますが、要望

でございます。ちょっとお願いしたいと思います。

活動する人たちの年齢層は比較的年齢の高い方が多く参加されているように私は思っているんです。若い人たちの参加が少ないように、私は今ちょっと考えているんですが、やはり時間に余裕がなければできない仕事であって、町でボランティアセンターをつくって、誰もが遠慮なく参加できる、登録できる仕組みになってきています。

これは一例ですけれども、ある奉仕団体では、育児預かりボランティアを募集しまして、活動があるときにその育児ボランティアを利用しまして、若いお母さんのボランティアを集めているというところも聞きます。

また、県内の大学ですが、構内にボランティアセンターが設立されまして、それは就活への学習とか体験とか、そういった形でボランティアを通して職場を選んでいくような方法もとっているということは私も聞きます。

要望として、若い人たちの参加が期待できる活動の提案、これはやはり町としても、こんなところであれば若い人、お願いできますよというような提案を掲示してもらったり、やはりサポート体制の強化をセンターを通して行っていただきたい。

やはり行政の参加が僕は必要だと思います。場合と場所によってはですが、行政のボランティア活動の方も一緒になってそのボランティアの仲間に入っていただけであれば非常にありがたいのかなと思います。

やはり町を知るのは行政の方だと思いますので、そういう場所に行政の方がいると心強いものだと私は思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 次の質問、お願いします。

○5番（袴田 忍君） 3点目でございます。

これは、私もつい最近まで知りませんでした。子育て支援の一環として、昨年7月に千葉県の子育て家庭課が事業をスタートしました子育て家庭優遇カード、チーパス、これは私も先週健康福祉課のほうで見まして、ちょうど玄関のところにチーパスというのが置いてありまして、このカードなのかなと私は思いました。

これは、県内在住で中学生以下の子供や妊娠中の女性がいる家庭に無料で配布されるものですね、町内の利用についてお伺いします。

1つ目、町内のカードの利用数はどれくらいか。それから2点目、そのチーパスを利用できる協賛店は町内にどれくらいあるのか、教えていただきたいと思います。



以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの袴田議員の子育て優待カード、チーパスの利用についてお答えいたします。

チーパスは、子育て家庭に外出先での温かい一言や、ちょっとした心遣いや、サービスでほっとしたり励ましたりといった千葉県の子育て支援事業です。

町では、昨年の7月に町内の中学生以下の子供のいる家庭及び妊婦の家庭、1,524世帯にチーパスカードを送付いたしました。その後、窓口にチーパスカードの案内板を置いて、出産、あるいは転入時等にカードの案内をしております。

現在、優待サービス加盟店は、県内で4,032件、長生郡内では90件あります。そのうち、73件が茂原市内にあり、町村でのサービス事業者は少ない状況です。一宮町内では6件が優待サービスの提供をしております。

提供の内容は、業種によりさまざまで、例えばチーパスカードの提示により食事代や利用料の割引、ドリンク等の無料サービス、ポイントサービスなどのいろいろなサービスが受けられます。また、サービスの情報については、県のホームページ、子育て応援チーパスねっとで県内の地区別、業種別の優待情報の掲載サービスを提供しております。

町では、今後も引き続き子育て家庭への活用促進並びに情報提供を行いますとともに、町内加盟店のさらなる増加について、今後、町商工会等へ担当課を通じ協力を要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

要望でございます。やはり優待の情報、加盟店をお知らせすることや利用度を上げることも僕は必要だと思います。答弁でもありましたけれども、やはり福祉健康課以外、これは産業観光課であったり、町の商工会との協力は絶対に必要だと思っています。積極的に働きかけることをお願いいたします。

物価高騰の中で少しでもこの優待カードが利用者に積極的に使っていただければ、商店街の活性化、そこまで行くかどうかわかりませんが、商店街のためにもよろしいかと思

いますし、やはり活性化のためにもこういったカードの利用というのは欠かせないものだと私は思いますので、カードが利用できる体制づくりをきちっとしていただきたいと思っておりますので、福祉健康課のほうでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鵜沢一男君の一般質問を行います。

2番、鵜沢一男君、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 2番、鵜沢です。

最初に、土地改良区に対する補助金について質問いたします。

町内の農業用水路及び農業用排水路等の農業施設は、各土地改良区が維持、管理をしております。しかし、こうした施設は、過疎化、高齢化、新たに住宅が建てられることによる混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全及び管理が困難な状況となっております。

土地改良区においては、維持管理及び補修費用の捻出がしにくいのが実情です。また、これらの施設は、農業だけでなく、農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしております。

こうしたことから、土地改良区に対する補助金について、3点質問いたします。

1点目、町内の農業施設を管理する東部、西部、綱田、松潟の各土地改良区に対する事業費の補助率に格差があります。その理由説明と格差是正を求めて質問いたします。

2点目、本年度東浪見地区の農業用ため池の改修工事が予定されております。改修箇所は町道であります。道路管理者である町が積極的な費用負担を行い、土地改良区の負担軽減を図るべきではないでしょうか。

3点目、来年度、奥谷地区で農業用ため池の大規模改修工事が計画されております。事業者である土地改良区に対し、費用の助成、つまり補助金をどのように考えておりますか、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

小柳産業観光課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） ただいまの鵜沢一男議員のご質問にお答えいたします。

1点目でございますが、一宮町には東部・西部・松潟土地改良区と綱田共同施行の4つの団体がそれぞれ用水を管理しています。その中で、松潟土地改良区は、両総土地改良区域内にあり、特殊なのでまず説明させていただきます。

両総土地改良区域内の用水は、戦前より利根川から水を供給しており、関係する各種事業は地元土地改良区の負担で行われてきました。しかし、平成5年に始まった第2期両総用水国営事業は、総額1,089億円、地元負担金80億円という大きな事業で、千葉県内14市町村にかかわり公共性が高いという理由から、平成3年に各市町村の議会承認を得て、平成9年に覚書が交わされ、地元負担金全額について市町村負担となっています。ただし、今後の国営事業については、協議となっています。

一方、ほかの3土地改良区で行う事業ですが、町補助率は、昭和51年から総事業費の12%でこれまで行われてきました。また、国、県補助事業に該当しない土地改良区の単独事業ですが、松潟土地改良区については、長生村、白子町が30%の町補助率になっていることを考慮し、特別20%の補助としてきました。そのほかの3つの団体は12%ですので、町の中で格差であり、是正が必要でした。

この問題について、町は、この8月に協議し、国・県補助事業、単独事業等ありますが、近隣市町村の補助率と比較検討をし、近隣市町村と遜色のない補助率、基本は地元負担額を土地改良区と50%ずつという要綱に見直しました。

2つ目のご質問でございます。

今年度、岩切地区の弁天池改修工事が予定されています。県営補助事業で、総事業費1,000万円、県補助金500万円、町補助金120万円となっていました。8月に補助率を改正しましたので、町補助金250万円となり、そして平成12年度に拡幅した町道の影響で漏水していた懸念も考慮し、300万円としました。その結果、東部土地改良区の負担額は380万円から200万円に減額することになります。そのため、今回の議会に補正予算を計上しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

3つ目の大規模工事の堰の改修工事の内容でございますが、大欠堰でございます。これについて協議した結果、国営事業という中で、平成27年度設計、平成28年度法手続、平成29年度実施ということで、国補助事業を計画することになりました。恐らく総事業費は2億円と見て、国補助50%、県補助29%、町補助は12%、地元土地改良区9%、1,800万円の負担と考えています。ただし、調査、設計費は100%町で負担するというようになっております。

よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） ただいまの説明で内容はおおむね理解できました。

1点わからない点がありますので、再質問をさせていただきます。

今回見直されました要綱を見ましたが、用水路、用排水路についてはそれぞれの補助率が明記されております。では、住宅が存在する区域において、住民の生活排水の用途として利用されているだけの排水路について町はどのように考えていますか、回答をお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

小柳課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） 再質問の内容でございますが、お答えします。

純然な生活排水路だけに使われている排水路は、町が維持管理を行います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鵜沢議員、答弁が出ました。どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） わかりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

次の質問ですが、私は、現在町で検討されている保育所の移転建設計画について、また、その事業の進め方について質問いたします。

町内3カ所にある保育所を統合し、別の場所に新しく建設すること、また、現在児童が通所している保育所が廃止されることは、児童とその保護者に限られた問題ではなく、全町民にかかわる極めて重要な案件です。私は、この事業を進めるに当たり、十分な検討と広く町民の理解を得ることが必要と考えております。

そこで伺います。

1点目、保育所の統合、移設計画は町が作成した一宮町総合計画2011から2020の中に明記されておられません。また、その総合計画を実施するための教科書とも言える一宮町実施計画書、平成23年から25年度版の記載はありません。直近3カ年の教科書である一宮町実施計画書の対象となっていない保育所統合移設事業を急ぎ進める理由はなんですか。

また、町内3カ所の中で最も老朽化が進み、極めて手狭な東浪見保育所の建てかえ計画がなかった理由はなぜですか。

2点目、一宮保育所、原保育所統合移設して新一宮こども園、また東浪見保育所を移設して新東浪見こども園とし、この2園を民営化する計画を町は進めているが、町民は民営化に

不安や疑問を持つと考えます。民営化の中で町は保育行政に対する公的責任をどのように果たすのか。

3点目、この計画の中で新一宮保育所を建設後に新東浪見保育所を建設する順序となっているが、同時に進めることはできないか。東浪見保育所がおくれて建設される弊害を考えているか。

これは、新しい一宮保育所が先に建設されて、東浪見保育所が現在のままでは、本来であれば東浪見保育所に入るべきところを新しく建設された一宮保育所に入所させたいと考える保護者が出てくることは当然であり、幼児教育と保育の機能を持つ新一宮こども園が先に開園されることとなれば、東浪見地区の保護者は納得できるものではありません。

4点目、現在、この保育所問題は、町から委託された一宮町子ども・子育て会議にて議論をされていますが、この会議の中で建設予定地、民営化の是非、民営化後の委託業者の選考基準等が議論されております。これらの内容は、町の将来を考える重要な事項であり、子ども・子育て会議の内容として好ましくありません。また、子ども・子育て支援法の目的から考えても、議論がその範囲を超えております。

よって、新たな議論の場を設ける必要があると考えますが、町の考えを伺います。

お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の計画を急ぎ進める理由、さらに手狭な東浪見保育所の建てかえがなかった理由ということでございますが、平成22年度策定の総合計画において、子育て支援で保育施設の適正配置とともに施設の環境整備に努めると計画しております。基本計画策定時点では、東浪見保育所は乳児保育の増加等の保育ニーズの現状にそぐわない部分も見られましたが、築35年で鉄筋コンクリート製の建物は、税法上では耐用年数47年ということで、新設でなく改修での計画を検討しておりました。しかしながら、厳しい財政事情もあり、3カ年実施計画においても東浪見保育所の軽微な改修について計上しておりました。

しかし、3カ年計画策定後に平成23年3月11日の東日本大震災が発生し、津波による一宮保育所の危険性が保護者や議会でクローズアップされ、一宮保育所の早急な移設が喫緊の課題となったことを踏まえ、老朽化著しい東浪見保育所を含めた町保育施設全体の整備を検討

するに至りました。

2点目の、民営化の中で町の公的責任をどのように果たすのかということでございますが、小泉内閣の三位一体改革による官から民への流れの中、平成18年から公立保育所建設に対する補助金が廃止されました。しかし、社会福祉法人等の私立保育所の建設には引き続き補助金があります。

一宮町では、一宮、原、東浪見の各保育所の防災と老朽化対策のための早急な移設が課題です。しかし、今後GSSセンターや振武館、中央公民館など公共施設の大規模な改修事業が控えており、厳しい財政状況にあります。そういった中で、民営化も選択肢の一つとして検討しております。

なお、民営化となりましても、保護者の方からの保育所の申し込みや保育料については、委託元は町ですので、今までと変わりありません。先進地では、保育サービス等について事業者と毎年運営契約取り交わしており、保育サービスの維持・向上について引き続き継続できるように対応していきたいと考えております。

3点目の一宮、東浪見を建設する順序を同時に進行できないかということでございますが、当初、津波から防災の観点で一宮保育所の早急な移設が最優先課題として検討されましたが、検討過程で海岸に近く津波浸水区域に近接する原保育所についても移設すべきとの意見があり2園統合で、また東浪見保育所も含めて3園統合との話もありましたが、学区の問題もあり、東浪見保育所として移設を考えております。

町は、今後、子ども・子育て会議からの報告を受け、これから計画の策定をしてまいります。今後、関係者と検討し、新一宮保育所並びに新東浪見保育所及びこども園化について同時に検討してまいります。

4点目の新たな議論の場についてでございますが、保育所の移設については非常に重要な問題であり、まずは身近な関係者からなる子ども・子育て会議での検討をすべきと考え、貴重なご意見をいただき、ある程度の方向性を検討していただきました。今後、ご指摘のあった事項については、町検討委員会を設置し、議会や住民の皆様からご意見をいただき、さらに事業の実現に向けて検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜沢議員。

○2番（鵜沢一男君） 今の答弁に基づいて、再質問を2点させていただきます。

1点目、町は、この事業を急ぐため、子ども・子育て会議にすべての案件の議論を委ね、その答申をもって事業を進めたいと考えているのではないのでしょうか。国の指示により条例で設置した子ども・子育て会議には、その会議にふさわしい議論があるのではないのでしょうか。

2点目、この保育所の問題は、子供がかかわる重要な問題です。町長の公約でもある一宮保育所の移転、民営化は理解できますが、事業を進めるためには、まず町が実施計画を策定し、その方向性を決めることが必要です。保育所問題について、町の進め方に反省する点があるのではないのでしょうか。

以上、伺います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の質問にお答えいたします。

初めの、第1点でございますけれども、子育て支援法第77条に子ども・子育て会議の所掌事務が明記されております。保育施設の利用定員の設定や支援事業計画の策定、子ども・子育て施策の実施状況の調査審議に関することというふうになっております。

町といたしましては、保育所の移設に関する検討もこの法律の所掌事務に該当すると考えまして、子ども・子育て会議でその方向性を検討してまいりました。今後は、平成27年度からの町の子育て施策となる子育て支援事業計画の策定に向けまして、今年度はニーズの調査、来年度は計画書について検討を進めてまいります。

先ほど言いましたように、方向性はここで議論していただきましたけれども、この計画の策定については町が責任を持ってつくっていきたいと考えております。

また、ご指摘のとおり、今後、子ども・子育て会議からの報告書をうけまして、これから町の保育所整備のための基本計画を町のほうで作りまして、議会並びに住民の皆様方からのご意見を伺いながら、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

鵜沢議員、どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） ありがとうございます。よくわかりました。

町長に1点、要望したいと思います。

答申を求めて方向性を出すのは結構だと思います。しかし、最終的にはこういう大きな案

件については町長の政治判断が必要だと思います。そのためには、議会と十分に協議をしていただきたいと考えております。

以上でございます。終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で、鵜沢一男君の一般質問を終わります。

会議開会后 1 時間35分経過しましたので、休憩といたします。

休憩 午前 10 時 36 分

---

再開 午前 10 時 49 分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（森 佐衛君） 藤乗一由君の一般質問を行います。

4 番、藤乗一由君、どうぞ。

○4 番（藤乗一由君） 議長、それでは、通告書に質問 3 件上げてございますが、わかりやすく進めるために、1 件ごとに分けて質問を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。どうぞ。

○4 番（藤乗一由君） 特に 3 番につきましては、質問の内容上(1)だけちょっと内容が異なる部分がございますので、3 番について(1)と(2)(3)というふうにさせていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4 番（藤乗一由君） それでは、質問 1 です。

一宮海岸・釣ヶ崎海岸広場有料駐車場試行実験の結果と次年度以降へ向けた観光振興へのビジョンについて伺うということで、1、有料駐車場試行実験の結果と今後の方針をどう考えるか、2、海岸の有料駐車場設置を次年度以降も継続していく場合には、観光・産業の振興を目指す資源の一つとして位置づけていく必要があると思うが、その点について今後どのようなビジョンに基づいて進める考えかということですが、1 点目につきましては、先ほど鵜沢議員のほうから質問がございました内容とほぼ重なっておりますので、私のほうからの質問は割愛させていただきます。ただ、今年度の試行実験を通じまして、準備からここまでにわたっての問題点、これをどのように把握しているかという点だけはご説明いただきたい



と思います。これは臨時議会のほうで、私のほうから反対討論として上げさせていただきましたので、実際に運営してみてどうだったかと振り返って、こういう準備をしなければいけなかったのではないかとかという点があると思いますので、その辺をいただきたいと思います。

続きまして、海岸駐車場の整備に関しまして、2に上げます、有料駐車場を今後も続けていく場合にはという点ですが、これについて補足説明させていただきます。

本年の場合には、駐車場の設置が急で、事前の広報の期間が不十分であったにもかかわらず、それなりに利用者があったということは幸いであったと思います。ただし、利用者数、集客数、こういった点については、周辺の海水浴場の状況、そういったデータも取り入れていただいて比較検討していただくということは十分必要だったと思います。例えば、ことしの夏の暑さによって、周辺の九十九里海岸軒並み圧倒的に多かったというような事情も、事によるとあるかもしれません。また、これについては圏央道の影響はどうかということがもし推測できるような資料、その他ございましたらば、検討の中に入れていただくべきではないかなというふうに思います。

この有料化につきましては、今後の収益いかんによっては利用環境の整備も検討されることになってくると思います。しかし、いつまでも収益が不十分なのでトイレや舗装といったことは整備できません、取り組めませんという状況では、これは利用者のほうが納得できないものではないか。そういう要望が高まるという可能性は当然あると考えなければいけませんので、今後しっかりと情報を収集していただくということと、中期的・長期的な計画をつくっていく、これが重要だと思います。

また、海岸の利用環境だけでなく、海岸、河川、里山、農地といった自然環境を初め、観光資源となる事物や行事、こういったものについて、海岸周辺の利用者増とリンクさせるように宣伝していくということも重要だと思います。この宣伝、要するに情報発信ですけれども、行政にありがちなのは、どこでもあるような型にはまったようなものとして出されることが多いので、周囲の情報に埋もれてしまうようなことがないような工夫が欲しいと思います。十分な情報収集と住民などを含めた意見収集、これがプランづくりにはとても重要だと思います。こうした点について、今後どのような姿勢で取り組もうと考えているのでしょうか。

あと、玉川町長は、2期目に取り組むに当たりまして、積極的にトップセールスを進めるということのみずからおっしゃっていましたが、それによって一宮の魅力を伝えていくと、

発信していくということでしたけれども、その辺のところは効果を十分に考えた上で、町への観光、移住・定住、農産物の紹介といったことをどういうふうに今後考えていくのか、「一宮いっちゃん」だけでなく、ご自身もそれに当たっていくということをどのように考えているのかどうかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

今回行った有料駐車場の試行実験でございますけれども、千葉県の土塁計画の発表がおくれたこともありまして、準備期間が十分でなかったまま試行実験に入ってしまった。その結果、広報活動とか、あるいは住民への周知徹底等十分なことができなかったということで、深く反省をしております。このことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

今回の試行実験の課題といたしましては、先ほどお答えいたしましたけれども、一応課題についてはクリアできたと思っておりますけれども、この収益につきましては、やっぱり順次環境整備という形でもって進めていかなければならないと思っております。

今後の観光ビジョンに向けたプランづくりのために、来年も試行実験を続けたいと考えております。ことしの有料駐車場の試行実験からわかったことは、外房には非常に広い海岸線があるにもかかわらず、しかも駐車場を有料にしてもたくさんのサーファーの方が一宮の海岸に来ていただいたということは、それだけのやはりサーファーにとっての魅力がこの一宮町にはあるということを深く確信いたしました。

今回、来年度の試行実験でございますけれども、有料駐車場の期間をどのくらい設定したらいいのか、あるいは人件費等の経費の削減はできるのかどうかというのを来年のテーマと考えておりますけれども、あわせて、先ほど議員からおっしゃられましたように、指摘されましたけれども、車のナンバー等から、どこから来ているお客さんなのかというような、そういうデータをとるなどして、今後の観光振興のための情報とか意見の収集もあわせてやっていく、そういうことも試行実験の中で追求していきたいと思っております。

いかにサーファーに来てもらうかということは、この町にとって大きな課題でございますので、取り組んでまいりたいと思っております。サーフィンを通じた一宮海岸の知名度というのは、確かにサーファーの間では強く定着しておりますけれども、サーファー以外の周辺の客層へも、海岸環境だけではなくて、先ほどお話もありましたけれども、アカウミガメの

産卵とか、あるいは一宮の農産物、そういった一宮の魅力をもっとアピールしていきたいと思っています。県内はもとより、東京近郊の県外の人たちにもっとアピールする、その方法をこれからも追求してまいりたいと思っています。

ことしは、国のほうの緊急雇用創出事業というのを活用いたしまして、一宮町の観光ガイドブックを作成いたします。現在、これは株式会社JTBに委託をしております、これは言うまでもなく日本最大の旅行会社でございますけれども、来年の3月にでき上がりますこの観光ガイドブックを関東周辺の営業所に置きまして、広く一宮町をアピールする予定でございます。また、JRのほうは、一宮カントリークラブと協力しまして、電車のパック旅行というのを今年度から企画していただいております。

また、その他、ことしに入りまして、首都高速道路の川口パーキング、関越道の高坂のパーキング、それから横浜山下公園、木更津の三井アウトレットにも一宮いっちゃんと職員が行って、一宮町の観光のアピールをしております。

今後、9月28、29日に勝浦で開かれます勝浦のB級グルメ、来年の1月には東京国際フォーラム等、関東周辺にまた一宮町を宣伝して、知名度を上げていくということも目的に進めていきたいと思っています。その一環といたしまして、東京駅構内に一宮町の電飾看板を設置したいと考えております。これを今回の補正予算に計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

さらに、私の2期目に当たり、先ほどお話がありましたけれども、一宮町の産品とか魅力を伝えていくために、私が出て行ってトップセールスをとということでございますけれども、その点に関しまして、今申し上げたような広報活動の場面も活用いたしまして、私も積極的に取り組んでいきたいと思っています。

当面は、道の駅などのような規模の大きな施設といった、そういった予算支出は難しい状況でございますけれども、今後、多角的に町の観光産業の振興を図っていくために、意見や情報の収集、あるいは広報といったマーケティングの考え方を取り入れたプランづくりに向かっていきたいと考えております。

具体的なビジョンということはありませんけれども、海岸の環境をアピールすることと、さまざまなイベント情報の発信をすること、町の特徴を魅力として伝えることなどを通じまして、一宮町への集客力のアップを図っていきたいと思っています。

議会の皆様におかれましてもご協力をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ご答弁ありがとうございました。

今の答弁に関しまして、要望という形で3点ほど上げたいと思いますが、現時点の感想というのを簡単にいただけるとありがたいです。

1つ目ですが、駅前の観光案内所や直売所、これがございまして、観光案内所はまだそれほど目立たないという状況だったんですけども、のぼり旗などを立てて多少は目立つようになってきているということですが、これが一宮町の玄関口となる位置でありますし、そういうことから、駅周辺のあり方の見直しというのを、観光のためにどのように役立てるかということを検討し直していくという必要があるのではないかと思います。直売所も含めてですね。

2つ目ですが、一宮をサーフィン以外では、数は非常に少ないですけども、散策に訪れるという方が中高年の方に見受けられますが、これを生かすような方法も考えていってもいいのではないのでしょうかということですが、駅前に案内掲示してある散策コースがございまして、これは一つの参考として歩いていらっしゃると思います。これをベースに、余りコストをかけずに生かす方法などを検討していくと、広く町民のご意見も集めながら協力していただくというのも方法の一つではないかということです。

例えば、これは私の全く私見なんですけど、散策コースに季節に応じた花木の並木をつくっていく。ただ、並木というところでも道路脇ですとか、河川の堰堤のところとかということになってしまいますが、そうではなくて、コースの周辺の住民の方にもご協力をいただいて、庭先の角ですとか、畑地の道路際の沿線ですとか、そういったところにも協力を仰いで花木を植えていく。そういったようなことを協力してやっていくということですが。これですと、例えば苗木だけで済むというようなふうになると思います。

あとは、例えば、今、市民農園がございまして、コースの何カ所かに、何カ所というのは難しいかもしれませんが、市民農園に近いような形で花壇、そういったような形を専門でつくっていただける方を募る。これは町のほうでもそれなりに水ですとか整備しなければいけないかもしれませんが、それを競って見せるための農園というような形でやっていただくというようなこともあり得るのではないかと思います。いろんなアイデアを募るとおもしろいものも出てくると思います。

ただ、この際、ロマンロードなどを見直すという意見もあるようなんですが、そういう形にしますとかえってコストがかかってしまう。新たにそういうパンフレットなりもつくり直さなければいけないというような、負担がかえって大きくなる。そういったことは極力避けるほうがいいのではないかなというふうには考えます。

3つ目としては、情報の収集と発信の方法についての検討なんですけれども、駅前観光案内所でのアンケートなどもこれまであるようですが、それ自体、目的がはっきりしていないんですね。目的をはっきりさせて情報を収集する。先ほどのご回答にもありましたが、そういうところが必要だと思います。そうしますと、計画が先に必要ということになります。それについては、アンケート等については、できましたら私のほうからも提案させていただけるようにしたいと思います。そのような要望ですけれども、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員、次に進んでください。

○4番（藤乗一由君） では、質問の2です。上総一ノ宮駅東口開設に向けての寄附の募集についてということですが、第2回定例会におきまして、東口開設には、その見積もりから莫大な経費が見込まれるにもかかわらず、企業や駅利用者からの寄附を募り、これを進めるとの回答がございました。寄附とはいえ、例えば宗教法人など慎重な対応が必要と思われる法人も考えられますが、これについてはどのようなお考えでしょうかということです。

長生村では、幸福の科学用地への課税問題から、本年になって、これまでの税収分に当たるという額の寄附という形で一応の結果を見たようですが、幸福の科学大学というのが平成27年度に開校するという予定に対しまして、長生村議会の中でも大多数の議員の賛成によって、幸福の科学大学、これは仮称ですけれども、この設置認可について慎重な対応を求める意見書というのが、文部科学大臣宛てに提出されます。それには、かなり多くの住民からの設置に対する危惧の意見、そういうものがあつたというふうにお聞きしております。

東口開設に当たって、法人などに対しても寄附を募るといふご意見でしたので、どこでも構わずに、背景ですとか、今後の影響ですとか、そういったことも慎重に検討せずに寄附を受け付けるということになるのもいかなものかという危惧を持ちましたので、ここに質問として上げさせていただきました。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、藤乗議員さんの2つ目の、上総一ノ宮駅東口開設に向けての寄附の募集についてお答えいたします。

上総一ノ宮駅東口に向けた寄附の募集は、一宮町ふるさと応援基金条例施行規則に基づいて、いわゆるふるさと納税として行っているものです。

本施行規則では、寄附金が公序良俗に反すると思料される場合は、受け入れを拒否することができる旨規定されていますが、宗教法人や政治団体など寄附を受けることにより何らかの影響が町に及ぼされるおそれがあるものについては、議会や関係機関などの意見を聞きながら、寄附の受納について慎重に判断してまいります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ご回答ありがとうございました。

駅東口の寄附についての扱いにつきましては、玉川町長のお考えによるものでございますから、玉川町長にひとつ確認させていただきたいと思っております。

ただいまの答弁のように、慎重にまた検討させていただきたいと思っておりますが、ただ、この関係機関というのは町内の事業者なども含まれるというふうに私は解釈いたしますが、それでよろしいのでしょうか。慎重にという点と、その解釈の点をお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今の答弁の中に、議会や関係機関等の意見を聞きながらとあります。

関係機関というのは、恐らく、例えば県とかそういったところの地方自治法上の取り扱いとか、そういうことを言っているんだと私は思いますけれども。議会とか住民の意見を聞きながらということで、ここで特別に町の中の特定の機関という意味ではないと思っております。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） それでは、改めて要望として、町民のというふうにおっしゃいましたが、町の事業者という部分も十分に考えていただきたいと思います。

そうしましたらば、次に、質問3、保育所の移設計画に関して問う、これに移らせていただきます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） これにつきましては、(1)と(2)(3)、少々性格が異なりますので、(1)だけ先にさせていただきます。

保育所移転問題について協議を進めている子ども・子育て会議は、これまで秘密会の形式をとりながらも、民営化の事業者の点など一部に情報を流している形になっています。議会への説明の際には、会議内容と結果を一部伏せた形で報告説明がされました。これは、公平性や公正な判断を誤らせる原因となり得ます。

これらについて説明を求めるといっていますが、玉川町長は、就任以来情報公開をモットーとして進めることを趣旨としていたはずですが、ところが、現在まで保育所移転問題について協議を進めているこの会議に関しては、これまで秘密会の形式になっています。傍聴、そうしたことは全くできないような形に結果的になっているわけですね。部分部分については、それが伏せなければいけない部分もあるかとは思いますが、原則としては公開しなければならないはずのものです。

その一方では、民営化の受け皿となる事業者候補はというような部分では、複数上がっているということをこれは聞いておりますが、そのことは秘密会の形式で進められているのと全く矛盾した形になっております。つまり、ある方面には情報を流して、ある方面には流さない、そういうような情報を制御しているというような形になっているわけですね。

さらに、もう一つとしましては、議会の説明会におきましては、民営化のことについては、候補となる事業者が複数の可能性があるという点。用地の選定については、会議の中では一定の方向が示されていると、ほぼ決まっているというようなことをあえて伏せた形での説明がされています。実際に場所についてはという質問に対して、白紙ですというふうに回答されました。これは確かに議会への説明と、それに承認というのをとっていないので法的には白紙ではございますが、そういう回答をなされたということは、これから検討されるというふうに解釈するのが通常一般の道理だと思うんですね。ですから、その場面では、会議の中ではこういうふうに決まりました、あるいはこういう一定の方向が示されましたというふうに説明しなければおかしいということですね。

また、民営化などについても、この会議の中で話された事柄、こういったことについて説明もございません。職員の扱いとか、そういった話題も出ていたようですが、これも質問に対して回答されていないんですね。スケジュールについても、資料自体が添付されていないということで同様の状況です。

こういう状況でスケジュールを見ますと、秋には業者選定に取りかかると、準備になっているということの予定でしたから、全体の計画というのは、もう今の時点で当初の予定ではでき上がって、決定しているということになっていたということになりますね。そうします

と、8月16日の説明で目をつぶっていけばそのままの状況になって、民営化の問題点ですとか、統合は本当にそれでいいのかという点はほっかむりしたままで進んでいたということになってしまうわけです。

つまり、議会の議決を、場合によっては誤った方向に導いてしまうという形になりかねなかったということなんです。こうした公平・公正な判断を誤らせるような方向に導きかねないというような状況について、先ほどの情報公開ということとあわせてご説明いただきたいということですが、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の、子ども・子育て会議の情報公開の点についてご説明いたします。

保育所移設に関しては、平成24年3月議会において議論されており、昨年12月に民営化を含めた検討を今後進めていくとの町長答弁をしております。これらの経過を踏まえて、保育所の整備計画につきましては、子育て支援の中の一つと考え、町の子育て支援計画策定のため子ども・子育て会議で検討してもらうことといたしました。

4月から7月まで計4回の会議を終え、その結果についての経過報告をすべきところ、初めての説明に当たり、町としては概要報告のみにとどめてしまい、資料についても不足した点が多々ございました。その結果、ご指摘のとおり議員の皆様へ正確な説明が至らず、また国の子ども・子育て会議運営規則に準じた町民への公開についても不十分で、申しわけございませんでした。

今後、会議での報告をもとに、町の保育所整備計画を策定し、議員の皆様にご説明をさせていただきますと考えております。

また、今後、会議運営規程の整備を行い、傍聴席の設置など開かれた会議への見直しに努めるとともに、ホームページや防災無線による広報周知に努め、議会並びに町民からの意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうですか。はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 先ほどの質問の意図が十分に伝わっていなかったようですので、再度申し上げたいと思います。



今申し上げたのは、情報公開につきましてはそういう方法をとるということですから、よろしく願いますということで、極力住民への広報にも努めていただきたいと思います。また、我々についても、随時資料等は事前にできるはずですから、その都度資料、場合によっては説明をいただきたいと思います。

ただ、説明会において誤った説明の仕方をしている、何か意図的なものがあったのではないかとむしろ考えざるを得ないということなのですが、説明が不足ということではないですね。あえてそれを出さなかったというふうに、あるいは、あえて説明を避けていたというふうにしか考えられないんですけれども、客観的に見れば当然そうなると思います。これについて、実際にはどこに問題があったのかということを確認しているのか、また、本来どうやって対処しなければいけなかったのか、責任の所在についてはどう考えているのかということについても触れたいということなんです。

そこで、事務局を統括する立場として出席されていた副町長のほうにご説明を願いたいんですが、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

芝崎副町長。

○副町長（芝崎 登君） 今の藤乗議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のような情報の操作をしたわけではございません。議会の一般質問でありましたように、町長は平成27年度に移設を完成すると答弁しておりますので、事務局的には急がなければならず、初めは一宮保育所の移設ということで、子ども・子育て会議に検討をお願いしたわけでございます。会議の中で、原保育所、東浪見保育所の件が課題となってきました。ここで、町としては一旦整理をして移設・統合問題、それからこども園化問題、それから民営化問題と分けて議論していただき、その都度議会に報告するという形をとればと反省しております。

議員の皆様への正確な説明が至らず、また、国の子ども・子育て会議運営規則に準じた町民への公開についても不十分でありましたことについては、私の責任でございますので、申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ご答弁いただきましたので、今後そうした点について、先ほど申し上げ

げましたように、資料、情報については極力早く出していただく。それとともに、意見についても収集すると、出してほしいということなども添えていただければと思います。もちろん、その対応についての経過とかということも含めてですけれども。

それでは、(2)(3)について質問させていただきます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） (2)昨年、保育所で行ったアンケートは、検討内容の中で重要な根拠となっています。しかし、このアンケートの方法、内容、結果の分析の検証、追跡調査、住民への広報あるいは理解を得る点といった点が不十分です。この点への考えを伺う。

(3)につきましては、保育所の移設に関しては、その場所と、いつ実施されるか、それ以上に保育そのもののあり方や仕組みは重要です。子ども・子育て会議では、その点を抜きにして移設について検討されていますが、その点と、今後どのような形をとるかという点について伺います。

検討された中でのアンケートの部分なんですけど、例えば、統合に関しては、説明にも実際にありましたけれども、「統合の必要はない」という意見が27%で圧倒的に多いわけです。次に「3園の統合」が19%と多くなっています。それなのに、なぜ統合を前提に話し合いを進めるのかというような理由、根拠、こういったところが明確になっておりません。数値の上では3園の統合が望まれているというのに、なぜ2園プラス1で東浪見を別としたのかという根拠説明も弱い。また、なぜ統合したほうがいいのかという点も、数値に全く異なる結果があるんですけれども、実際には、その答えの中には、いろんな事情があってひとくくりにはできないものも含まれているという点が見えないわけですね。もちろん、統合したほうがいいのかという中では、例えば、東浪見を利用されている親御さんの中では、こういう割合でこういう考え方があるようだ、原ではこういう考え方があるんだという、細かい分析も出ておりません。

内容としては検討されたのかもしれませんが、それについてきちんと、どういう評価だということは、会議の中で検討される資料としては出されなければおかしいと思いますね。数値の資料として、会議の中で出されているものの中には、このアンケートの結果、それと児童数の推移を含めた数ですね、これしか数値の資料としては出されていません。データはそれだけなんです。余りにもデータが少な過ぎる、会議を進めるに当たって。

アンケートも、実際の時点では今現在通所している方に主に聞いているわけですから、その方が移設した場合に恩恵を受けるかどうかということからしますと、ほとんど恩恵を受け

ない方のほうが多いわけです。そういった事情もきちんと説明するということも足りないというふうを考えられます。

そういうことから考えますと、このアンケート自体、つくって、実施して、集計するということには大変な労力があつたということは、これは評価しております。ただし、余りにも幅が広いので、これは予備調査という形にしかならないのではないかと。その上で、実際に統合の問題についてとか、民営化の問題についてとかという、個別に調査をする。しかも、地域に対して、住民に対してもそれなりの調査、あるいは聞き取りをしていくということがなければ、かなり無理がある強引なデータのつくり方というふうにはしか考えられません。

ですから、数値を根拠にするとは言いながらも、初めにスケジュールありきという形で、そのスケジュール計画に都合のいい部分だけを切り取って、都合のいいように利用しているというふうにはしか見えないということですね。

次の、子ども・子育て会議、この中身についてですけれども、先ほど鶴沢議員のほうからも同様のご質問がなされていましたが、子ども・子育て会議自体は、本来もっと一宮の保育のあり方や仕組みについての大筋の検討を進めていくという場のはずです。その目的をすりかえるというのは非常に問題ではないかと考えます。

議事録の中身を見ましても、委員の皆さんは、出された議題に対して非常に熱心に、一生懸命取り組んでいただいているので、これを全く白紙にということはかなり無理があるというふうには考えますが、事務局側のそういうやり方、誘導という、その辺のところが大きな問題ではないかというふうに考えていますが、その辺のところについてどのように考えるかということも含めてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の、まず2点目のアンケートの方法についてでございますが、アンケートは、昨年8月に各保育所在園児並びに未就園児を対象に実施し、経過につきましては、昨年の1月に広報並びにホームページに掲載してご報告をさせていただきました。この結果を子ども・子育て会議のたたき台として活用してまいりましたが、検討の過程で、東浪見保育所では保護者による移設・統合、民営化、こども園に関して独自でアンケートをしている面もございました。

ご指摘のありました、町アンケートの調査の不十分であった点につきましては、今後、調査方法、調査対象、調査項目並びに意見欄を追加するなど、集計数値のさらなる分析が可能

となるよう検討を行い、必要な場合は随時追跡調査を実施していきたいと考えます。

2点目の、子ども・子育て会議での検討についてでございますが、子ども・子育て会議については、27年度から32年度にかけまして新たに開始される子育て支援事業計画を策定することを目的として、国から自治体の努力目標として設置義務が規定されております。

所掌事務については、子育て支援法第77条に規定されております4項目がございます。その中の1項に、保育施設の利用定員の設定について、3項には、市町村支援事業計画の策定及び変更について、4項には、市町村における子ども・子育て支援に関する必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議するとあります。

町は、平成23年3月11日の東日本大震災により、防災の観点から一宮保育所の一日も早い移設が必要であるため、保育所の移設に関する検討についても、国の所掌事務に掲げる1項並びに3項、4項に該当するものとして、県児童家庭課に対し27年度移行の事業の検討しかできないものか照会したところ、設置後に該当する事案についての検討は差し支えない、また26年度までは次世代育成支援事業計画期間であることから、利用定員数や必要な事業計画を変更する場合には、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会への変更報告が必要であるとの回答をもとに、検討が可能であると判断しておりました。

町としては、一宮保育所の一日も早い移設をとの観点から検討を進めてきたわけですが、施設整備というハードに関する議論が先行し、保育サービスといったソフトの部分を抜きに検討を進めてきたわけではありませんが、十分な議論でなかった点があったかもしれません。

今後は、子ども・子育て会議からの保育所移設・統合、民営化、こども園についての報告書を受け、町は、保育所整備の基本計画の策定を進めてまいります。

なお、子ども・子育て会議では、本来の検討事項となる将来の保育サービスなどのソフト面のあり方等について調査検討を十分に行い、平成27年度からの事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） お答えいただいた内容でいきますと、例えばアンケートに関しては、必要な場合は随時調査いただくということなんですけど、ということは、必要な場合、今必要であるかどうかという点でいくと、必要でないかもしれないということなのかもしれません

が、ということは、アンケートには全く問題ないという考えというふうに解釈させていただきます。

もう一つ、子ども・子育て会議につきましても、会議での移設検討、これは正当であるという考えだというふうに、これも答弁の内容から解釈させていただくわけですが、要するに、私はそうではないと思っているわけなので、これについて再度質問させていただきますが、これを含めまして、子ども・子育て会議もそうですが、保育所移設に関して検討しなければいけないのではないかということの中身につきまして、再質問させていただきます。

統合という点につきましては、先ほど申し上げたように、アンケートがそれだけで十分かどうかというのは怪しいというふうに申し上げました。この調査を進めるに当たっては、このアンケートだけでなく、ほかの資料、例えば他の自治体での事情、情報といったものが資料として検討する場合には上げられていなければおかしいではないかというふうに思います。実際に民営化で進められている場合の保育所、市町村の規模によってもその保育所の規模は違うでしょうけれども、これが町にたった一つしかない保育所が民営化ということになっているところももしかしたらあるかもしれません。そういったところをきちんと調査して、これを建設するに当たっては補助金はどういうふうになっていたのか、どういう議論があったのか、あるいは運営上はそういう助成金の扱いは公営でやっている場合とどうなのかということも比較されなければおかしいと思います。

また、実際の子供の数ですね、これはおととの時点でも約400ですということは言われていました。ただ、その辺の数値をどういう割合とか基準に基づいて打ち出しているのかというところで、現状で一宮の公営と私立の保育所を利用している数からも、具体的な数値シミュレーションというのもしなければおかしいはずですが。こういった情報という面では余りにも準備がずさん過ぎるということで、先ほどの海岸の有料駐車場に当たっても、そういうデータの準備、情報収集が不十分ではないですかと言ったばかりなんですけど、ここでも全く同様のことが起こっているわけですね。

同時に進行していたから、同時期ですから当然なのかもしれませんが、今後そういった情報をきちんと集めて取り組む。手近にあったものだけを使っていいなというふうに思って進めてしまうというのはいかがなものか。それは間違った方向に進むもとになってしまうかもしれないということで、その辺のところをよく考えていただきたいと思います。また、それをチェックする機能も必要だと思うんですね。

子ども・子育て会議につきましては、これは先ほど言いましたように、本来のあり方と違

うと思います。東浪見保育所は、地域的に特殊な事情があるというのもわかります。ただ、これはどういう子供を育てるか、あるいはその上の段階でどういう子供を教育していくか、そういうところにつながるといいますので、東浪見保育所を考えるということは、東浪見小学校も一緒にどういう位置づけをするかということが上のレベルであるんですね。その辺のところを子ども・子育て会議できちんと話し合っていたきたい。それでなければ、統合か単独かということは考えられないと思います。そういうベースになっている考え方自体が少々足りないのではないかと思います。

また、子ども・子育て会議については、実際今後どのように進めていくかということについては、先ほど鶴沢議員のご質問のときにお答えいただきましたので、おおむねのところはわかりましたが、今申し上げたようなところを注意していただきたいと思います。

さらに、この保育所移設というのは、防災という問題からスタートした問題ですので、東浪見保育所が危険だという点ですね。そこにありますので、そうした点についてのこれまでの経過はあるのかもしれませんが、子育て会議の中では全く触れられていないというのは少々足りないのではないかと。また、これが27年度開設ということになっておりますが、諸般の事情でずれることも当然想定しなければいけなかったはずですね。それまでの保育はどういうふうな考え方でしていくのか、そういった点が全く欠けているというふうに思います。民営化、統合、こういったことが先にありきということで進んでいるという形になっていきます。

住民協働のまちづくりということで町長は進めていらっしゃいますけれども、保育所移設に当たりまして、公約の一つとして、一宮保育所を移設して第二の防災拠点としますというのがございました。これについては、ここまでの経緯の中で一切触れられていません。これは、本人の公約の中であった問題ですので、それまでの段階で町内の住民に広く伝えられていたことですから、それについてはほっかむりしたままというわけにはいかない、その辺のところも、この検討の中にきちんと入れなければおかしいのではないかと思います。そうした点についてお答えいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 質問にお答えいたします。

まず、アンケートの関係ですけれども、私も今行ったアンケートは十分であったとは思っておりません。ですから、先ほど答弁ありましたように、これから、先ほども質問にお答え

しましたけれども、会議の報告書をいただきまして、町が基本計画を策定するわけですけれども、その中で、今まで行っているアンケートがやはり不十分であるということになれば、当然必要なアンケートを行ってまいります。

それから、先ほど言ったような、どうしてこういうことが起きたのかということですが、わかりやすく話しますと、これは3・11の東日本大震災によりまして一宮保育所の日も早い移設が必要だという考えから、これは議会の中でも何回も指摘されておりますし、また、住民の皆さん方からも強く意見をいただいておりますので、それをやはり急ぐために、この審議会のほうの審議を私が急がしてしまったということで、その結果、事務局がさっき言ったような住民と議会への情報公開の手続がやはり十分でなかったとか、あるいはそういった必要な資料がそろえられなかったというようなことがあったと、私は思っておりますので、この点については私も深く反省をしております。

そして、今後の進め方でございますけれども、先ほど話がありましたけれども、十分に情報公開を行いながら、そして住民の意見を聞きながら、若干当初の予定よりは、恐らく時間的には遅くなると思っておりますけれども、慎重に進めていかなきゃならないと思っております。

そして、もう一度はっきりお話しさせていただきますけれども、民営化というのは選択肢の一つとして現在ありますけれども、民営化という方針を町はまだ決定しておりません。ですから、もし民営化をした場合にはこういう流れになりますよという形で事務局が説明したのが、町が既に民営化を決めてしまったんだというふうにもし伝わっているとすれば、私たちのやはり手落ちでございますし、その点については深く反省をしております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） 答弁ありがとうございました。

再質問は1回までということで決まっておりますので、ここで1件、要望として述べさせていただきます。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 今、民営化についてはまだ未決定というようなお話がございましたが、民営化の問題しかり、統合の問題しかり、それぞれに大きな問題です。それで、例えば、全国にはたくさんの保育所があるわけで、これを民営化している、あるいはいろいろ統合で悩んでいるというところも恐らくたくさんあるわけですね。なければおかしいわけです。

その中で、実際に再建したり、あるいは移設したりとかいうことに取り組んだところも事例としてたくさんあるはずですが、これを、例えば設計施工していく段階で、町をどういうふうにしていくかということも含めて、計画の中に時間をかけて進めてきたという事例の中で、そういうことに取り組んでいた設計者、そういったような方、専門家ですね、そういった方に複数ご意見をお伺いするということが事前にもしあったならば、例えば民営化の問題点一つとってみましても、あるいは統合するとか民営化するに当たって、助成金はこうなって、運営上はこうなるというような事例ですとか、アドバイスとか、こういう問題点というところは、ほんの30分から1時間お話を伺うだけで、たくさん情報が得られるはずですよ。

こうして何か月もかけて議会に、我々素人が苦勞しながら、ここはおかしいんじゃないですかというようなことをする必要もなく、これこれの情報がありません。それで、じゃ、一宮の場合にはどういうふうに考えましょう。もう一足飛びに半年、1年の時間が短縮されるはずなんですよ。たったそれだけの努力を惜しまないようにしてほしいと思います。

もう一つは、町長の公約として出されておりました第二の防災拠点という考え方についてですけれども、これを住民の方には、先ほど言いましたように、広くお伝えしてあるわけですから、もしできないのであれば、できないなりの情報をきちんと出して説明をする、現場に出て説明をするという努力をしていただかなければ、あるいはこれをちゃんと検討するということをしていただかなければ、これはいずれは、これまでの経緯については広く公開されるはずですよ。公開の段階で、ここはおかしいんじゃないかということが後から指摘されても、ご自分の責任に当然なるわけですよ。そういったことも十分考えた上で、進め方については留意してやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後1時00分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 鶴岡 巖 君



○議長（森 佐衛君） 一般質問を行います。

鶴岡 巖君 鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、2点質問を出しておりますが、それぞれ質問したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 順序を、保育所移転問題について最初にやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

保育所移転問題については、既に私を含めて3名の議員の方が質問されております。3人で簡単な打ち合わせをして、できるだけ重ならないような打ち合わせをしてきたんですが、同じ問題で3名の議員が質問するという議会は、異例な議会となっています。この原因は、ひとえに執行部の責任が大きいと思います。

保育所移転問題は、子供は社会で育て、産み育てやすい社会をどうつくっていくのかという問題であります。児童福祉法第2条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されております。保育園の待機児童問題や少子化問題の解決には、その背景にある、保護者の働きやすい社会の中で子供を育てていく、子育てができるまちづくりが当町でも求められています。今検討されております子ども・子育て会議では、本来の条例の趣旨から逸脱し、保育所移転問題と民営化、事業者の選定基準などまでが議論されるなど、自治体にあるまじき事態が進んでいます。

以下の点と関連することを伺います。

1つ、保育所の入所条件は、保育に欠ける場合であり、児童福祉法第24条では、市町村の保育措置、保育義務を定めています。町の運営する保育所だからこそできる保育の取り組みを伺いたいと思います。

2つ目には、保育所移転は、災害に備えてのことですが、各保育園の避難訓練は定期的に実施されております。その内容を伺いたいと思います。また、町のハザードマップの内容や千葉県で出されました災害の危険度をあらわす内容をあわせて伺いたいと思います。

3つ目に、子ども・子育て会議では、保育所の民営化を考えるのは、町の財政上を考え、補助金があるということが理由としています。その補助金の内容も考える上で、民間と公営の場合との建設費用との比較はされましたか、伺いたいと思います。また、民営化した場合の地方交付税が減少する地方交付税の影響、町への影響はないのか伺いたいと思います。

4つ目に、移転先の候補地として農業振興除外が必要な土地が含まれていますが、農振除外の可能性はどの程度検討されたのか。また、土地を購入した場合と借地との場合の検討はされたのか伺いたいと思います。

まず、この4点を質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴岡議員の1点目についてですが、町の運営する保育所だからこそできる保育の取り組み方法についてでございますが、公立しかできないサービスについては、はっきりとお答えできませんが、公立で運営していることで利益にとらわれることなく公務員として責任ある対応をし、行政サービスとして一人一人の個性に合った保育内容を提供できます。さらに、公立保育所は、関係機関との連携がとりやすく、身近な地域の子育て支援のネットワーク拠点として、保護者や地域の方からの要望を直接受け、保育の内容検討や保育行政の充実に努めることができます。

2点目の、保育園の避難訓練及び町のハザードマップの内容についてでございますが、公立保育所では、震災以前より各保育所で月1回以上、地震、火災、水害、不審者等を想定し、緊急時の避難訓練を実施し、また年齢ごとにそれぞれの発達段階に合わせての訓練を実施しております。さらに現在は、平成23年3月11日の東日本大震災の教訓をもとに、津波避難所や一時避難所までの避難やライフジャケットの着脱など、みずから身を守るための方法等の災害対応練習を実施しております。

災害は、いつ起こるかわかりません。どのような場面でどのような対応ができるのか、訓練の状況を検証しながら、お預かりしている子供たちの安全の確保を最優先に考えての保育を今後も実施してまいります。

また、町のハザードマップについては、平成20年11月に策定しています。その中に、千葉県が作成した延宝地震を対象としたシミュレーション結果を記載しておりますが、町内3保育所については、津波浸水想定区域外となっております。また、千葉県において、昨年度、10メートルの津波が来た場合を想定した津波浸水区域図を公表しておりますが、そちらにおいても町内3保育所については浸水想定区域外となっております。

しかし、一宮保育所並びに原保育所は、浸水想定区域にほぼ近接し、危険であることに違いのない状況でございます。

3点目の、民営化した場合の地方交付税の影響ですが、建設費の面では、平成18年から公立保育所建設に対する補助金は廃止になっております。町が建設する場合は100%町負担となります。それに対し、社会福祉法人等が建設する場合は、定員数に応じた補助基準額に対し国が2分の1、町が4分の1、残りが事業主負担となります。

運営費の面では、現在の3保育所に対して交付されている公立保育所運営のための地方交付税は基準額で約6,500万円が交付されていますが、民営化した場合は減額となります。

4点目の、農振除外の検討並びに借地の場合の検討についてでございますが、町産業観光課を通じまして県農地課に照会をいたしましたところ、過去3年間に公立施設での農振除外は1カ所であり、しかも校庭の拡幅のための隣接地の除外のみでありました。除外を申請する場合、その土地でないとできない事業という理由づけが必要であり、農振農用地の真ん中に位置しているような除外は非常に難しいとの説明でありました。

なお、土地収用法に基づいた除外申請方法もあるとのことで、今後対象事業として該当するか、申請手続から許可までの期間等について、今後担当課である用地課に確認をしてみたいと思います。

また、借地についての検討はしておりません。いわゆる町の初期取得費用の軽減策としてのお考えと思いますが、今後検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 4点、私は質問しましたが、答弁内容を確認しながら再質問をしたいと思います。

まず、保育所の町立の保育所だからこそできる、この取り組みをお聞きしましたが、公立で運営していることで、利益にとらわれることなく公務員として責任ある対応をし、一人一人個性に合った保育内容を提供できることや、保護者や地域の方からの要望を直接受け、保育行政に努めていると答えられました。これは公立だからこそできますよということです。

そして、保育所の避難訓練では、各種の災害に備え月1回以上実施しています。みずから身を守る対応練習をされているとのことでした。保育園のハザードマップでは、東日本大震災以降の10メートルの津波に対しても、3つの保育園とも浸水想定区域外となっていること。

そして、建物の建設費については、町立の場合は補助金はありませんよ。社会福祉法人としての私立の場合は、半分が国庫補助、25%がその事業をやる事業者負担、町が25%の負担

となりますとのことでした。いずれにしても、土地の手当ては町がしなければならないわけでありませぬ。

そして、地方交付税の算定では、民営化した場合、約6,500万円減少しますよということでした。また、肝心の民営と町営にした場合の比較した答弁はありませんでした。これは数字を出していないということでありませぬ。土地の手当ての問題では、具体的な検討は進んでいないことがはっきりとしました。

そこで、私は2点、再質問をします。

1つは、保育所の民営化問題の進め方について伺います。

3月議会で、町長は、鶴野澤議員の保育所を統合し民営化にとの質問に答え、保育所建設の際は民営化も一つの選択肢として考えていると答弁しながら、5月15日の子育て支援会議の2回目で、町からの提案として、一宮・原を高台へ移設し、その際には民営化を図りますとし、民営化の方向で委員に審議を求めています。そして、移設スケジュールでは、9月議会で、本当はこの議会ですな、民営化で2園統合し、東浪見保育所移設計画を報告、10月には事業者を募集、11月に事業者を決定、12月議会で決定業者を報告となっています。このスケジュール案は、8月16日の議員説明会資料には配付されていませんでした。

町長は、町の保育園を民営化する内容を議会の報告事項で済まそうとしています、これだけ大きな問題を議会で議決しないで方向性を決定し進めていくことは許されないではないですか。私はそのように考えますが、町長の考えを改めて伺います。

2番目、保育所移転や建設を考える場合の問題ですが、3つ指摘したいと思ひます。

1つは、まず何よりも保育現場で働く人の声を聞くことでありませぬ。アンケートでは、保育現場の保育士さんにアンケートをとられたそうですが、そのアンケートの集計には入っていない。私は、質問準備のために藤乗議員とともに愛光保育園の渡邊園長さんとお話を、2時間ほど渡邊園長さんがしてくれました。子ども・子育て会議の内容と保育園運営の内容など、お話ししてくださいました。また、一宮保育所の井上所長さんのところを訪ねたときには、避難訓練の内容や民営化の内容では、子供にとって何が一番よいのかと、子供の視点で職員と話し合っていますというお話をお聞きしました。そして、井上所長さんからは、実際に災害が起きたときには、最後まで園児を避難させることに専念しますが、その結果、私自身が死亡するようなことも覚悟していますと、熱く語られました。こうした問題は、現場から考えていくことが大切だと考えました。

2つ目には、財政問題です。けさも担当課の高師課長さんが、財政問題で、これからこう

いう工事がありますよというふうに、大変厳しい財政になっていますという話がありました。しかし、町の財政状況は、私に言わせれば豊かではないが貧しくもない、いわば健全財政と言えると思います。けさの行政報告でも、町長みずから健全ですというふうに答えられました。平成24年度決算資料では、財政調整基金が10億4,000万円もあります。この財政調整基金というのは、取りあえず使うところが決まっていないお金であります。基金残高は21億8,000万円近くとなっています。その中には保育所整備基金5,010万円、公共施設整備基金5,010万円余りあります。私は、借り入れを上手に工夫すれば十分町営でも可能だと考えます。

3つ目には、どういう形の保育園が子供や保護者にとって、また地域にとって何が一番いいのか、知恵を集めることではないでしょうか。私は引き続き町立の保育園を望みますが、社会福祉協議会の運営や社会福祉法人の運営も考えられます。町は、財政的に厳しいが公営で運営できる道を探れと、なぜ指示することをしなかったのか。

もう一度言わせてもらいます。町長は、財政的に町は厳しいが町営で運営できる道も探れと、なぜ指示をしなかったのか。児童福祉法の考え方からも、町は子供の保育から逃れられません。いずれにしても、拙速な判断はやめて、3年ぐらいの検討期間を置き、悔いのないような保育園を建てていただきたいと思います。町長の考えを伺います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

住民協働のまちづくりを掲げる者として、会議の運営状況につきまして、議会並びに住民の皆様方に情報公開、あるいは議員説明の際に的確な報告と説明書が欠けてしまい、議会軽視と見られるような誤解を招きましたことについてはおわびをいたしたいと思います。

今後、子ども・子育て会議での報告を受けまして、町としての保育所整備の基本的な計画を策定する委員会を設置し、議員の皆様方にご説明をさせていただき、進めていきたいと考えております。

また、会議運営規程の整備を行い、傍聴席の設置など開かれた会議への見直しに努めるとともに、ホームページや防災無線による住民への広報、周知を行い、議会並びに住民の皆様からの意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

また、2番目の保育所移転の民営化の問題でございますけれども、保育所移転につきましては、ご指摘のとおり、現場の職員の声を聞くことも大変大切だと思っております。今後、

子ども・子育て会議とは別の委員会で検討してまいります。ただ、保育士として、子供たちのために職務に専念する献身的な対応をすることは、公立だから、私立だからということには関係ないと考えます。

実際に当町には、私立の保育所もございまして、大変信頼を得ておりますし、また、全国には、公立が全くなく全て私立の保育所で運営している町もございますので、そういうことではないと思います。ただ、先ほど議員から指摘ありましたけれども、財政状況が厳しい中でございますけれども、公立でもってやっていけないのかどうか、そのこともあわせて検討させていただきたいと思っております。

3年くらいの検討期間が必要だとのこと指摘でございますが、子ども・子育て会議の保護者委員からの切実な要望もございまして。また、今後財政面などの具体的な検討を行い、事業計画を策定しまして、議会並びに住民の皆様を示して検討を進め、一日も早い移設を行い、未来を担う子供たちの環境整備を目指してまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 町長が答弁されましたが、私が質問したことには答えられていません。そして、見当違いの答弁をされています。答弁が不十分ですので再度質問します。

私は、町の保育園を民営化する内容を議会への報告事項で済まそうとしているが、これだけ大きな問題を議会議決しないで方向性を決定し、進めていくことは許されないじゃないかと考えますが、町長の考えを伺いますというふうに質問しました。これには一切答えてないですね。

それに対してどう答えたかといいますと、町長は、議員説明の際に的確な報告と説明資料が欠けてしまい、議会軽視とも見られる誤解を招きましたことについておわびいたします。私が誤解をしたような答弁ですね。見当違いの答弁をされております。私は、何度も担当課の高師さんと話をお互いにしましたが、なぜこれを答えないんですか。

なぜこの質問を重視するかといいますと、6月19日に開かれました第1回子ども・子育て委員会の中で、委員の堀内委員が、移設が決定されたというのはどの段階を言うのですかと質問されています。移設が決定されたのはどの段階ですかというふうに聞いているんです。そして、その質問に芝崎副町長が、決定されたというのは、この会議で案をまとめて、それ

から議会や町民に報告し、それで皆さんが納得したときですと答弁されました。スケジュール案でも、議会議決の手続がいつかということについては全く触れられていないからです。だから、議会議決をしないで、どんどん先に行くことはどうなんですかということを知りたいんです。

こうした町の認識はどうして起こるのかということをお考えすると、12月議会で藤乗議員が保育所の移転問題について質問しています。そうしたら、町の答弁は、民営化を含めた答弁をされています。それを受けて、3月議会で鶴野澤議員さんが質問した問いに、民営化も選択肢の一つとなっていますと町長は答えられています。この答弁をもって町長は、議会の中で町の考え方を示していると判断されているのではないですか。議会で私、町長が議員の質問に答弁したんだから、議員の皆さんは承知しているんだというふうに考えているのではないのでしょうか。

議会の一般質問の中で、確かに一つの回答は答弁という形で町の考え方は示していますが、ここで履き違えないでもらいたいのは、町の正式な決定は議会で議決して初めて正式決定になるのではないですか。町長が議員の質問に答えて、町長としての考えをそれは言います。それは、私たちも議員ですから聞きます。しかし、それは町として議会を経て正式な決定ではないんじゃないですか。しかし、町長の中ではそういうふうに2度にわたって表明していますから、伝えているんだと、もしかしたら勘違いされているかもしれません。そのために、的確な報告と説明資料が欠けて議会軽視とも見られる、議会軽視じゃないですよ、これは議会無視ですよ、という見当違いの答弁をされたのではないのでしょうか。

改めて再度質問しますが、保育園の民営化など方向を決める際は、会議の報告と説明だけで議会での議決をしないで決めてよいと考えられているのではないかと思います。これについてどうなのか。

それともう一つ、大事なことがあります。この経過を見ていますと、なぜこういうことが起こるかという、集団で討議していないので、少人数で議論しているからそうなっちゃったと思います。町の例規集には、庁議というのがありますね。審議規則がありますが、この会議もしていません。決定されるまでの明確な道筋を伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

まず、勘違いということをごさいますけれども、私は勘違いしておりません。ですから、

先ほどおっしゃったように、選択肢の一つであるというふうに答えたわけで、町の決定ではございません。そして、この前の8月16日の議員説明会で、誤解を招きましたことについておわびをいたしますと言った趣旨は、これは要するに、皆さん方にお諮りして、ここでもって了解をしてもらうということではないんですよ。あくまでも、4回でしたか、会議が何回か続いてきて、議員の皆さん方に、今会議はどうなっているのかという報告を中間報告ということで説明をしたということでございます。

あくまでも、まだこの子育て会議のほうから答申とか報告書はいただいております。それを受けた段階で、また町としては、先ほどからお話し申し上げているように、委員会をつくって、町が場所をどこにするのかとか、あるいは統合するのかもしれないのか、あるいは民営化するのかもしれないのかということを最終的に町内部でもって検討して、それをもちろん議会のほうに提案をして、議員の皆さん方の了解をいただいて、そして進めていくという形を考えておりますので、最初から、この8月の会議で皆さん方に、ここでなし崩し的に報告をして、それでもって進めてしまおうという意図は全く持ってございません。ただ、それがそういう形で受け取られてしまったというのは、私たちのほうの説明がやはり不足していたということでございます。

先ほど、鶴岡議員がお話しされましたけれども、いわゆる民営化のスケジュールが示されていたのに、それが8月のときには示されなかったというのは、これはあくまでも民営化でもって一番スピードを持って早くやった場合にはこういうふうになりますよという、事務局が持っている一つの考え方を、委員会の中で民営化するときどういうふうになるんですかと聞かれているので、それに対して答えていくということで出したものでございまして、8月の皆さん方の会議のときに出さなかったというのは、これはあくまでもそういった一つの中の案でございまして、ここでもって町が決めたような形で受け取られると困りますので、それはあえて伏せたということでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） わかりました。

関連しますので、次のところでこの問題はまた質問したいと思いますが、とりあえず保育園の問題についてはこれで終わりにしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） じゃ、次の質問に移ってください。



○15番（鶴岡 巖君） この保育園の移設の問題も町長の選挙公約になっておりますので、それをさまざまな選挙公約を実現していくときの町長の政治姿勢について伺いたいと思います。

1年半ぐらい前に行われました町長選挙では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災対策としての相手候補と申しますか、安心・安全なまちづくりとしての防災のあり方が問われました。そのため、安住の里とか言っておりましたので、そのため選挙公約として玉川町長は、災害に強い町をトップに上げ、5つの大項目と26の課題を上げ、その実現のため、引き続き住民との協働によるまちづくりを進めますとされておりました。

しかし、その選挙公約実現に向けた取り組みでは、保育所移転問題に見られるように、選挙公約は、住民との約束であるとのことで、最優先課題として位置づけ、既成事実をどんどん積み上げて、先ほどは説明のタイミングがずれたと、ちょっとおかしくなったというふうに言いましたが、既成事実を積み上げ、説明責任を果たさないまま、そのため政策の総合的な判断と分析が不十分な段階で議会で追認を求めるという手法が見られ、反省を求めたいと思います。

以下の点と関連することを伺いたいと思います。

町長が選挙公約にしております自治基本条例について、北海道栗山町が先進的な取り組みをしておりますので、これを紹介しながら質問したいと思います。基本原則として、町民、議会、行政は情報を共有しますと定め、議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視し、必要な政策を提案する役割を果たすとしています。町民参加の自立したまちづくりを進めております。政策課題、公約などの実現へ向けたプロセスの中で、議会の役割と責務についての認識を伺いたいと思います。

2番目には、同自治基本条例では、行政は、政策などを適切に執行し、町政に関する情報を公開し、町民に対し説明責任を果たすことや、町長は、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上のため、公平・公正かつ誠実に町政を執行する町長の責務と役割が規定されております。今後の政策実現に向けた取り組む政治姿勢を伺いたいと思います。

まず、この2つ、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私の選挙公約の中で、先ほど鶴岡議員がおっしゃったように、住民自治の理念や住民参加の仕組みを定めました、いわゆる自治基本条例の制定を実現したいと

いうことで、そういう課題を示してございます。この自治基本条例は、町の憲法とも言うべき重要な条例でございますので、十分に時間をかけて制定していかなければならないと考えております。

そして、質問の議会の役割と責務についての認識でございますが、議員は、言うまでもなく町民の代表者であることを強く認識し、常に町民の声、地域の意見等を傾聴し、尊重した上で行動すべきものだとして受けとめております。また、議会は、二元代表制のもとで議決機関として住民を代表し、予算案・決算承認や請願・陳情を処理し、法令の範囲内で条例を制定したり、改定したり、廃止をし、また、執行機関に対し行政事務監査及び調査、同意、承認、報告をし、関係公務員の出席を要求することができるなど、住民を代表する権能、自治立法の権能、行政監視機能の役割を持つものと認識しております。

昨年の町長選挙に立候補するに当たり選挙公約をいたしました。これは、新しいまちづくりに取り組む中での必要な事業を上げさせていただきました。この公約を実現するためには、議会の皆様方の賛同を得て事業を進めていかなければならないことは言うまでもありません。議会の理解なしに事業は執行できません。そして、今後の政策実現に向けた取り組む政治姿勢につきましては、選挙公約がどんなに大変な目標であり、それがたとえ達成されたとしても手法やプロセスに問題があれば、議会や住民には喜ばれないことは重々承知でございます。

先ほどの答弁にもありましたように、町では、平成23年の3・11の東日本大震災により、津波対策の観点から一宮保育所の日も早い移設が必要だという考えから、今回、子ども・子育て会議の審議を急ぎ、その結果、住民と議会の情報公開が不十分であった、調査が不十分であったということは、まことに申しわけないと思っております。

住民協働のまちづくりは、行政と、そして住民と議会が情報を共有して初めて進むものでございますので、今後はこのようなことが再び起きないように事業を推進していきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

また、次の第2番目のことについても、今と同じ答弁でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） 今、町長が言われました答弁の内容は理解しました。

私は、6月議会において町長の行政運営と政治姿勢についてただしました。その中で、政策を進める場合には、トップダウンはやめて、政策会議等での考えるステップを重視した取

り組みを求めました。町長は、拙速な独断的なトップダウンはやめるよう心がけていきますというふうに答弁されました。

しかし、今回の保育所移転問題でも、同じように十分な内部での集団的な検討をされずに民営化の結論を出したのではないですか。保育所の移転、民営化という大きな問題を議会に報告し、議会採決の必要性を考えていないという、まことにあきれた町執行部の問題意識の欠如と思われまます。

答弁の中にありました、関係委員との協議を先行し、関係委員というのは子ども・子育ての委員との協議を先行し、議員とのすり合わせができず、報告がおくれましたことは大変申しわけなく思っていますというふうに答えられましたが、事の本質が全く理解されていないのではないかとこのように私は思います。構造的な反省点が求められると思いますので、以下の点を再質問します。

1つ、地方版子育て会議に関するQ&Aというのがあります。こういうやつですね。どういうふうにしたらいいかというのが、これちゃんと出ているんですよ、Q&Aというの。そこで会議の役割というのがあります。自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聞かなければならない。聞かなければならないんですよ。こっちが諮問するわけじゃない、向こうの意見を聞かなければならない。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況について調査・審議することとされています。

以上のように、この会議には、保育所の建設・場所の選定、業者の選定や選定基準、民営化などは、審議の対象には入っていません。これは鶴沢議員も指摘されましたが、このことは私は十分承知された上で運営をされているのではないかと思います。今日まで進めてきた考えと今後の子育て会議への対応を伺いたいと思います。

2番目に、子ども・子育て会議の議事録を見ますと、5月17日に開かれました第2回子ども・子育て支援対策事業検討委員会から、保育園の民営化を町の方針として副町長が何度も発言し、民営化の審議を誘導されていますが、いつ議会で保育園民営化の方針を議決し、承認手続をされたのか、副町長に伺いたいと思います。

また、こうした問題は、現在設置されております各種審議会、委員会などにも考えられるのではないのでしょうか。今議会で条例制定が提案されております補助金検討委員会は、条例の根拠が地方自治法第138条4項の3を適用するとのことですが、この条項は、行政の附属

機関として位置づけるものであります。外部監査的なものにならないのですか。この委員会から答申された内容は尊重されることとなりますが、議会議決の可否と時期、議会結果との違い、相違が出た場合、行政との見解の相違がある場合など、どこで調整されるのですか。今回の子ども・子育て会議や各委員会のあり方とも関連します。

玉川町長が推進しております住民参加のまちづくりは、こうした問題にも必然的に発展していきます。町長の問題丸投げでは困ります。町長の見解とまちづくりの展望を伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 質問にお答えいたします。

まず、第1番目の地方版子育て会議におけるQ&Aからの関係でございますけれども、町としましては、支援法に規定します利用定員や事業計画に係る保育所の移設等に関する検討もこの法の所掌事務に該当すると考えまして、子ども・子育て会議でその方向性を検討してまいりました。その中で、移設の場所や業者選定についても参考意見としての協議がなされたことは事実でございますが、この会議で方向性を議論していただいたまででございます、町の結論ではございません。

また、今後は、子ども・子育て会議からの報告書を受けまして、町としての保育所整備の基本的な計画を策定する委員会を設置し、進めてまいります。また、子ども・子育て会議では、平成27年度からの町の子育て施策となる子育て支援事業計画の策定に向けて、今年度はニーズ調査、来年度は計画策定について検討を進めてまいりたいと思っております。

次の、各種審議会についての取り扱いについてでございますけれども、先ほど議員のご指摘もありましたように、地方自治法の第138条の4の第3項に基づくわけですが、第3項では、地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査し、あるいは諮問し、または調査のための機関を置くことができとなっております。現在未整備なものもございますが、各種審議会や委員会等は、任意の諮問機関であり、諮問に対する委員会等の答申はあくまでも意見をいただくものと解釈しております。

したがって、行政がそれによって拘束されることはなく、もちろん意見は参考にさせていただきますけれども、意見を参考にして議会に上程しご審議いただくものでございます。見解の相違等があった場合には、町が調整した上で、同様に議会へお諮りをして決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 副町長、芝崎登君。

○副町長（芝崎 登君） 今、再質問ありました民営化の審議を誘導しているということですが、これについてお答えいたします。

子ども・子育て会議では、保育所の移設等について議論していただき、その際に、保育所の運営について民営化という一つの選択肢についての説明はさせていただきました。これについては、昨年12月の一般質問に対する町長答弁で、平成27年度に保育所の移転を目指しますとの答弁により、町として、27年度に実現する場合のスケジュールはこうなりますとの説明をさせていただきました。私の説明の中で民営化を誘導したと受けとめられる発言があったとすれば、それは申しわけないことでございます。子ども・子育て会議では、方向性を議論していただきました。

先ほど、町長が申し上げましたとおり、今後は、子ども・子育て会議からの報告を受けて、これから町の保育所整備の基本計画を策定する検討委員会を設置いたしまして、進めてまいります。基本計画ができましたらならば、議員や住民の皆さんからの意見を伺いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 先ほどの保育所の問題とも同じなんですが、質問したことに答えてくれないんですよ。何でこういうふうになっちゃうのか。それから、答えていただいたとしても非常に不誠実です。質問した内容には答えず、例えば、委員会では何を議論したんですかというふうに聞くと、方向性を議論いただいたまでだと、方向性を議論しただけだよと、こういうふうに言っているんですよ。町長はそういうふうに答えましたね。

それから、副町長は、何度も発言し民営化を町の方針として誘導しているが、いつ議会で保育園の民営化を議決したのか伺いたいと言ったんですが、それには答えてくれなかった。これを改めて伺いたいんですが、いつ保育園の民営化を議会で議決したんですかということを知っているんです。これには答えず、私の説明の中で、民営化へ誘導したと受けとめられる発言があったとすれば申しわけありませんでした。これは発言があったから質問しているんですよ。あったとすればって、何か非常に挑戦的な答弁ですよ、誠意も誠実も何もない。あったとすればって、じゃ、ちょっと議事録を読みませんか。これちょっと私、抜粋して

きましたけれども。

確かに、民営化の議論は第1回目にはしていないんですよ、支援検討委員会に。しかし、2回目からは、町からの提案として、移設の際には私立の民営化を図りますと提案されているじゃないですか、町として。第2回目からですよ。民営化も一つの選択肢という町の考え方から見ると、大きく民営化へと議論の方向を変えているんですよ。それで、その役割を副町長が担っちゃっているんですよ。

例えば、委員の質問に答え、私立でやりたい候補者はいます。その方は実績のある方ですかとの質問に、実績はありません。町もいろいろな条件で募集していく予定です。民営化になっても町が中心になって進めていくようになると思うので、と答えています。これは、町長に言わせると、委員の中から質問があったから答えたんだよということになるかもしれません。じゃ、民営化になった場合、保育士はどうなるんですかという問いかけに、民営化されても町から派遣することができるので、公務員としての身分は保障されますよと、これも副町長が答えている。

第1回子ども・子育て会議からは、より具体的な民営化の議論になっていくんですよ。私立保育所といっても町からの委託ですから、町からの要望も聞いていただけたと思います。続いて、こども園については東浪見保育所と考えています。それは公立ですかとの委員の問いに、私立ですと副町長は答えているんですよ。第2回目には、民営化が本当によいのかという問題が先にあります。これは、副町長がこういうふうの問題提起しているんですね。それで、民営化でやっていくのか、公立でやっていくのかが決まらないうちに先に進みませんというふうに誘導しているんですよ。町として、民営化でないとすぐに建てられませんか、というふうに、民営化でないと無理ですよということを言っているんですよ。と言って発言され、公立にした場合の議論は逆に全くしていないんです。民営化の議論はしているけれども、公立にした場合の議論は、副町長からも投げかけもしないし、委員会の中では全く議論されてない。

このことから、副町長の発言は民営化へ誘導しているとしか思えないじゃないですか。こうした町執行部のその場限りの、私、言い逃れとあえて言いたいですけれども、言い逃れの答弁は許されないと思いますよ。もう一度誠実な答弁を求めます。

では、仮に副町長はそういうふうには思わなくても、委員の皆さんは民営化で進んでいるというふうにとっているに違いないですよ、仮に副町長はそう思わなくても。それが誘導しているということになるんですよ。

このことを繰り返す裏には、町の、先ほども言いましたけれども、どうしても集団的な討議が不足しているから知恵が結集されないんですよ。先ほどもちらっと言いましたが、一宮町の例規集91ページには、町の重要事項は庁議に諮ることというふうになっていますよ。これが機能していないんじゃないですか。なぜ庁議を開かないんですか。あわせて伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私が町長になってから、今現在採用しておりますのは政策推進会議ということで、庁議の場合には、見ていただければわかりますけれども、町長と副町長と教育長という形で限定されておりますけれども、私になりましてもっと広げまして、担当課長だけではなくて課長職全員を構成メンバーとします政策会議で町の重要な方針についてはそこで討議をして進めております。

ですから、今回の保育所の進め方につきましても、その中で担当課から出ささせていただいて、どういうふうに進めていくかということで討議はしております。ただ、先ほど話しておりましたけれども、それがやはり十分ではないのではないかとご指摘は重く受けとめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 副町長、芝崎 登君、はい、どうぞ。

○副町長（芝崎 登君） 今の再質問でございますけれども、私は、あくまでも27年度に実現するためにはこういう方法しかありませんという形で答えているわけで、それには民営化しかありませんよという形でございます。ですから、もっと期間を延ばせば民営化でなくてもできるかもという話でございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

15番、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） 大事なことから言いますが、まず、町長の庁議の問題ですね。庁議には、企画調整会議というのもあるんですよ、企画調整会議。町長がまず庁議の先頭に立つのは、確かに副町長、教育長、まちづくり推進課長、総務課長というふうになっています。しかし、そのときに企画調整会議をその下に置いて議論しなさいとなっているんですよ。

企画調整会議は、まちづくり推進課長のもとに次の職に当たる者をもって組織するとなっていて、総務課長、税務課長、住民課長、福祉健康課長、都市環境課長、産業観光課長、

保育所長、教育課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計課長、スタッフがそろっているんですよ。政策会議と同じじゃないですか。政策会議はわかりませんが、これは規則にのったものなんですよ。これを使うべきじゃないですか、改めて聞きたいと思います。

それから、副町長は、ここへ来て下手な逃げ道はしないほうがいいと思いますよ。謝られたらどうですか。それで終わりにしましょうよ、そうしたら。どうですか。

○議長（森 佐衛君） 答弁ですか。

○15番（鶴岡 巖君） はい、謝ってほしい。

○議長（森 佐衛君） 副町長、芝崎 登君。

○副町長（芝崎 登君） 私はあくまでも誘導してございません。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうが、カバーではありませんけれども、この発端は、先ほど言いましたように、27年度までに保育所の建物を建てなきゃならないというような、私はそういう使命感を持っていて、そのためのできるような計画をつくってくれということを事務局に指示いたしました。そうしたら、さっき言ったような形で、これしかないという形でもって、さっき言ったような形で進めたのが今回の発端ではなかったかと思いますので、その点についてはおわび申し上げたいと思います。私の指示が至らなかったということでございます。私は、言うことが少し言葉足らずといいますか、性急な指示をしたということで、私は深く反省しております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 15番、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） 保育所の今後の建設については、新たな検討委員会を立ち上げて、それで検討しますというふうに言われましたので、その新たな検討委員会というのは、この庁議にかえたらどうでしょうかという要望ですね。

それから、副町長に言いますが、副町長は認めないということですから、これは本人が認めないというんですからどうしようもないことですがけれども、ただ、副町長が言われたことの、ほかの委員さんから聞くと、それは民営化というふうに副町長が強く言っているというふうに受けとめるということは認めますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） わかりました。じゃ、終わります。ありがとうございました。



○議長（森 佐衛君） 長い時間ご苦労さまでした。

以上で鶴岡 巖君の一般質問を終わります。

---

◇ 秋 場 博 敏 君

○議長（森 佐衛君） 次に、秋場博敏君の一般質問を行います。

14番、秋場博敏君、はい、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） 日本共産党の秋場です。一般質問をいたします。

7月の参議院選挙で大きな国政選挙も終わり、いよいよ安倍内閣の経済政策が本格的に動き出そうとしております。今回は、その路線が住民にとってどのような効果、影響を及ぼすか、地方自治体にとってはどうか、町民の暮らしを守る責任を負う地方自治体の長として、法制化される前に、住民や自治体にマイナスが及ぶおそれがあれば積極的に行動し、政策の変更を迫る上での町長の認識、政治姿勢を伺うものであります。

第1点として、安倍内閣は、経済財政諮問会議で4年ぶりとなる骨太の方針をまとめ、6月14日に閣議決定をいたしました。経済財政運営と改革の基本方針、脱デフレ・経済再生と題する今回の方針では、アベノミクスの中長期戦略や社会保障制度改正だけでも、改悪と呼ばせていただきます、改悪の基本的な考え方とともに、地方財政について、地方財政計画一般財源総額の削減に手をつけようとする内容が盛り込まれております。

今回の骨太方針の新たな問題は、大きく2点です。

第1に、リーマンショック以降に設けられた地方財政計画の歳出特別枠について、危機対応モードから平常モードへ切りかえを進めていくこととしております。今年度で言えば、地方財政計画における歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を削減していくことを示しており、2011年度以来政府が踏襲してきた一般財源総額を前年度同水準に確保する、この方針からの事実上の転換です。一般財源総額、これはもう皆さんご承知のように、自治体が自由に使い道を決めることができる財源であり、地方税、地方交付税、臨時財政対策債などの合計額、2013年度では全国で59兆7,526億円というものであります。

そもそも地方財政を厳しくしたきっかけは、小泉内閣時代の構造改革路線による三位一体の改革で、2004年度に突然地方交付税を実質3兆円近くも大幅に削減したことにありました。しかし、この路線は、地方の強い批判を浴びて、2007年の参院選挙で地方の反乱と言われる自公政権の大敗と、その後の政権交代につながりました。地方六団体からの一致した地方交付税復元という強い要求に押される形で、さまざまな財政措置など地方財政の手直しに着手

せざるを得なくなった過程であります。平常モードに戻すということであれば、三位一体改革で大幅削減された地方交付税を以前の水準に復元するのが道理であります。

2点目は、2014年から地方交付税の算定に行政努力などの指標を持ち込もうとしていることとあります。この基本方針の第3章の3、(3)の②重点的取り組みの頑張る地方の支援では、地方交付税において新たに地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うとしております。6月5日の国と地方の協議の場での配付資料、これでは、行革努力の取り組みに着目した算定の指標として、歳出決算の削減率、人件費削減の取り組み、これは給与水準と職員数を上げております。

こうした制度の導入は、地方交付税を国の政策誘導の手段に利用して、地方交付税は地方の固有の財源という性格を根本から踏みにじるものであり、同時に全国の自治体を一層の行革、これは括弧つきの行革です、住民サービス切り下げに駆り立てるものであります。これも、ご承知のように、地方交付税は、国税5税、所得税の32%、法人税の35.8%、酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%を財源として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、国が一時預かっている地方の保有財源である、こういうこととあります。

この方針に対して、6月5日の国と地方の協議の場では、地方側から、当然地域経済を下支えしている交付税の特別加算を当面維持してもらわなければ必要総額が確保できない、こういう意見が出されております。広島県の湯崎知事は、6月11日の会合で、交付税は地方独自の財源、必要額を確保した上でさらに追加で出しますというのであれば別だが、確保もしないで、何か国の言うことを聞いたところにはお支払いしますというのは、地方自治の観点から全く不適切だと、こう指摘しております。平常モードに戻すということについても、名前を特別枠にしたというのは国が勝手にしただけ、特別枠だからなくてもいいでしょうみたいな議論になってくるが、これはとんでもないことだと、こういうふうに強調しているそうとあります。

7月8日、9日の全国知事会議では、知事からは、国による一方的な地方財政縮減などに懸念、警戒心が相次いだと報道されております。愛知県の大村知事は、頑張る地方の支援は交付金で行ってきたことで、地方固有の財源である交付税で行うべきではない、このように発言をしており、元総務大臣の増田寛也氏も、本年度分の地方公務員の人件費について、地方交付税をカットすることによって強かに削減することを求めた経緯と照らし合わせると、政権は、地方財政について国の関与を強めながら緊縮圧力を強めようとしている、高めよう

としている、こう指摘しています。

時期に合わせ、予算案作成作業に向けて地方交付税と地方一般財源の削減反対、拡充要求や交付税を国の政策誘導の手段とする新たな動きに対して反対すること、この町長の認識、あらゆる機会を使って地方自治と財源を守る取り組み、この決意をまず最初に伺いたいと思います。

2点目として、社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度改革国民会議が、8月6日、最終報告を政府に提出し、8月21日、政府は、公的介護、医療、年金、保育の諸制度を大改正、これも改悪と言わせていただきますけれども、大改悪する手段を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定しました。秋の臨時国会冒頭に法案として提出する方針であります。

内容は、介護については、2014年に要支援者を保険給付から外す、一定以上の所得者の利用料を引き上げる、施設から要介護1・2の人を締め出す、施設の居住費・食費を軽減する補足給付を縮小するというものであります。

医療については、2014年度と2015年度に法案を提出するとして、14年度では70歳から74歳の患者負担、現在原則1割負担を2割に引き上げること、また、医療費削減のため病床機能分化などの名目で病床数を抑制するシステムをつくり上げる法案を提出する方向を盛り込んでおります。15年の通常国会にも法案を提出して、国保の運営主体を都道府県移行や紹介状なしで大病院を外来受診する際の患者負担増を行う、このようにしております。

年金をめぐるっては、法案提出時期は言っておりませんが、年金支給額を毎年減らす。マクロ経済スライドの確実な実施や公的年金等公助の縮小などによる課税強化について検討を加え、必要な措置を講ずるとしております。

保育の分野では、公的責任を投げ捨てる新システムや、株式会社の参入を促進する待機児童解消加速プランの着実な実施をうたいました。新システムの実施は、2年後の2015年4月を予定している、こういうことであります。

今回のプログラム法案は、これから議論を重ねそれぞれ法案化していこうというものでありますけれども、方向性はそれぞれ明らかにこれまで住民の運動でサービス等を改善させてきた内容から国の責任を後退させ、自立・自助の名のもとに公助を後方に追いやる内容を示しております。町民の暮らしを守る地方自治体としては、これまで営々と積み上げてきた憲法25条を守る立場から、これを否定、後退させる動きに対しては、その議論の段階から住民の立場で声を上げるべきであり、町長の認識と見解を求めるものであります。

社会保障と税の一体改革の重要な一環である来年4月からの消費税増税、社会保障を充実

させるため増税をする、このように言いながら、プログラムは社会保障の削減、後退であって、アベノミクスの成長戦略として打ち出されている対策は、企業競争力をつけるという財界の要求する各種企業減税であります。対策が逆立ちをしております。各種世論調査や経済指標を見ても、給料が上がった、暮らし向きがよくなったの声も聞こえなければ、消費税を3%から5%にアップしたときの、そのときの賃金状態にもなっていません。

3%から5%にアップした当時では、それでも増税前の4年間で平均収入は年収で21万円ふえておりましたけれども、今はどうか。デフレ不況の中で16年前を境に国民所得は減り続けて、平均給与は年収で約70万円減少しております。これで消費税増税が実施されたらどうなるのか。13.5兆円の大増税であります。火を見るより明らかではないでしょうか。増税中止を求めるべきであります。

この問題の最後に、住民のセーフティネットである生活保護問題です。数人の保護を受けている人から、保護費が少なくなったとの問い合わせがありました。調べてみると、生活保護基準の引き下げで、8月より生活保護費が引き下げられていました。今はまだ額は少額でありますけれども、2年半の間に10%の削減という方向であります。前国会で廃案になった生活保護法改正案は、申請受け付けのときの水際作戦とも言うべき内容で、憲法25条に保障された生存権を著しく侵害する内容であります。

以上、町民の暮らしに直接かかわる大問題が、ここ一、二年の間に具体化されようとしております。町長の認識と見解を求めるものであります。

大きな2番目の問題は、国保税の引き下げについて伺います。

国保税の大幅引き上げを受けて、町民から驚きと払い切れないとの悲鳴が上がっております。農家は、ことしの低米価の中で一層深刻です。一宮町の農家の95%が規模の違いを超えて稲作に従事しております。ことしの米価は、昨年と比べても1俵当たり3,000円から4,000円の下落です。昨年の米価1万6,000円台が決して高い米価ではありません。1俵当たりの生産費が合理化した経営を行っていても現在1万6,000円台だからであります。

下落の広がり、流通業者に昨年産米の在庫があって、経営悪化に落ち込んでいるためでありますけれども、政府が備蓄米として買い入れを行えば暴落は防げます。備蓄米の基準として、5年以内の米で100万トンの備蓄という政府米備蓄ルールに従えば、さらに25万トンの買い入れの余地があります。私も参加している農民連が9月3日に行った農水省交渉では、政府は需給調整のためこの米の買い入れはしない、こういう冷たい回答でありました。

背景には、安倍内閣の米価引き下げ方針があります。TPP推進を前提として6月に発表

した日本再興戦略では、大規模化で生産コストを落とし全国平均の4割削減、1俵60キロの生産費を9,600円台にする。この水準で残れない農家には農政の対象にしない。これは全くの無理難題であります。農機具や燃料・肥料代が上がって、大規模農家ほど今減収は深刻です。100俵の出荷で40万円の減収、500俵出荷で200万円、これがことし農家を襲っている現実です。自営業者や小規模零細商店も同様です。来年4月からの消費税の増税、安倍首相は10月1日に決断すると言っておりますけれども、収入が落ち込む中で、複合汚染ならぬ複合負担増が町民の暮らしに襲いかかってまいります。

国民健康保険の7月からの税率引き上げは大幅なものでありました。国保財政の厳しいこの状況は現実です。しかし、打開の方法を税率アップに求めたことは間違いだったのではないのでしょうか。国民皆保険と言いながら、国保法第4条の国及び都道府県の義務、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない、これを果たしていないのではないのでしょうか。

所得200万円、40歳代の夫婦と未成年の子供2人、このモデル世帯での負担増は4万5,100円であります。基礎医療分、後期高齢者医療支援分、介護分合わせて38万3,900円、何と所得金額の19.195%、約2割を占めております。医者にかかればさらに3割負担、年間160万円です。月13万円という被保険者の生活実態であります。被保険者をこんな状態に追い込んで行われる保険事業が、運営が健全と言えるのでしょうか。町長はどう思われますか。

国保会計は、特別会計だから法定外繰り入れは他保険との不公平を生む、こういう議論もあります。しかし、町民の34.5%、1万2,453人のうち4,301人が加入しております。全世界帯の47.3%、4,938世帯のうち2,336世帯が加入しております。これが国保事業です。しかも、財政基盤の脆弱な中、さらに平成25年度予算と今年度の保険税見込みを見ても、当初は1,431万1,000円の落ち込み、このような試算がされておりました。被保険者の所得が落ち込んでいた、そこに増税をして無理やり健全化に引っ張っていくやり方をしたわけでありまして。

国保会計は、確かにこれで健全化に近づいたことになったかもしれませんが、加入世帯の町民家計は不健全化を一層ひどくしております。町民が、憲法25条でいう国民の生存権、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この観点からすれば、町民福祉、社会保障の充実のもとに一般会計からの法定外繰り入れをして、税率を下げることは緊急に求められていることではないのでしょうか。署名運動でも何でもやるから引き下げてほしい、この声が寄せられております。それは、その切実度を示しております。町長の政治決断を求めるものであります。

以上、一般質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 第1点の地方交付税の関係でございますけれども、・場議員もご承知のとおり、地方交付税といいますのは、全国の地方交付団体というのは一定の行政サービスを行っている、責務があるわけでございますけれども、一方、それを裏づけるいわゆる税収入というのは地域によってかなり偏在しております。東京都のように潤沢なところもありますし、企業がなくて税収が乏しいところもあるわけです。そういった偏在を是正して、不均衡と過不足を調整するための制度でございます。これは昭和24年ですか、シャープ勧告によって日本で実施され、今日まで続いてまいりました。

この地方交付税というのは、先ほどご説明ありましたように、これはあくまでも偏在を調整するための制度でございますので、地方公共団体固有の財源でございます。また、これは使い道を地方が自由に決めることのできる一般財源でございます。この性格は大変大事なものでございまして、これは絶対守っていかなければならないと私も思っております。

今回、こういう形で出ておりますけれども、行革の努力と地域経済活性化の成果が交付税の算定に盛り込まれることが、直ちに地方交付税の性格を踏みにじるものと断定することはできませんが、そもそも地方交付税は先ほど話したような性格でございますので、その地方交付税が国の政策誘導の手段に用いられ、一般財源が削減されるというようなことは到底容認できるものではございません。先ほどお話がありましたけれども、全国の知事会の各知事も、また全国の町村会でもこういう方向にはきちっと反対していくものと私は考えております。

仮に、そのような場合には、これは国が進めています地方分権にも反するものでございますので、他の市町村とも連携を密にとりながら、その場合には反対の意思を表明してまいりたいと思っております。

それから、2番目の社会保障制度の推進に基づく問題でございますけれども、社会保障制度国民会議報告書では、介護保険については、要支援者を市町村に移管すること、高額所得者の1割の負担を2割にするなどの内容が記されております。また、医療保険については、現在1割に据え置いている70歳から74歳の医療費の自己負担を本来水準の2割負担に戻して、新たに70歳になる人から段階的に見直しを行うというような、そういう内容の報告書でござ

います。

また、年金については、中長期的な課題ということで具体的には言及しておりません。

また、子ども・子育て支援の新システムにつきましては、少子化や子育て環境の変化に対応し、産みやすい環境づくりのためということで、株式会社などの民間施設の導入施策が計画されております。当一宮町では、待機児童の問題は都市部に見られるような問題はありません。また、利益を追求する株式会社の参入についても全く考えてはおりません。また、現行の保育所につきましては、27年度以降も現在のサービスを変えるつもりはございません。しかし、財源1兆円の柱となる消費税の改正は、不透明な状況でございまして、今後の改正の動向によりましては、27年度からの子育て支援事業計画にも大きな影響があるのではないかと予想しております。

町としましては、今後も国や県の制度改革について注視し、明らかに町民に悪い影響を与えるような場合には、関係自治体とともに国、県に対してははっきりと要望してまいりたいと思っております。

次の、国保税の引き下げでございますけれども、この前、敬老の日がございまして、一宮町で100歳以上の方が5人ということでございますけれども、現在全国で約5万4,000人ということでございます、100歳の方が。これは、東京オリンピックが開かれた50年前は、わずか全国に150人しかいなかったということでございますので、この50年間に本当に日本は長寿社会になった。それを支えたのは医療技術の進歩でございますけれども、もう一つは、さっき言った国民皆保険、誰もが安心してお医者さんにかかるという、この制度があったことが今日の長寿社会を築いた大きな要素だと思っておりますので、この国民健康保険制度はやはり守っていかなくちゃならないという認識を私は持っております。

このような中で、町では、できる限り被保険者の皆様の国保税の負担を抑え、今まで長生郡市内でも税率が一番低い町として努力をしましてまいりましたけれども、医療費がどんどん増加しておりまして、このままの上昇率で推移した場合、なかなか国保の運営が難しいということで、今年度やむを得ず税率を引き上げたわけでございます。税率改正後、保険税の問い合わせが役場に23件ほどございました。また、被保険者の皆様が大変な思いをしておられることも承知しておりますが、ことし3月からの医療費の推移でございますけれども、昨年と比べますと月平均約390万ぐらい医療費が増加しております。予断を許さない状況でございます。

保険税の引き下げを考えた場合、その財源不足は当然一般会計からの繰り入れに依存する

ことになります。そうしますと、先ほど・場議員もおっしゃったように、特別会計の独立採算の原則とか受益者負担の原則から、国保に加入していない人に対して公平性を欠くのではないかという形の議論も起きてまいりますので、これについては慎重にしなければならないと考えております。しかし、急速な高齢化の伸展とか医療技術の高度化によって医療費は増加する一方の中で、一方では、景気低迷によりまして保険税収入が伸び悩んでいるということで、しかも、先ほどお話がありましたけれども、ことしの新米の価格も大変低迷しているということで、大変農家の方も苦勞されているということは存じております。

大変厳しい状況となっていることは事実であり、町では、ことしの4月に町村会を通じまして国、県に対しまして国民健康保険の国、県が出す補助金を増額するように、強く要望いたしております。今後の財政運営でございますけれども、今後の医療費の伸びによりまして、年度途中で歳入不足に陥る可能性がございます。その場合には、一般会計からの繰り入れも念頭に置かなければなりませんので、その点の状況を皆様方にご理解いただきまして、円滑な運営にご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

14番、秋場議員、はい、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） まず、第1点目の、現在政府がとっている経済対策の問題については、地方交付税の問題については、もうことし職員の給与削減の問題で全国でやられました。一宮は、そういう点でたまたま努力があったということで評価されて、削減しなくても済んだ。でも、それは逆に、そこでもう既に地方交付税縛られているということでもありますから、今これから国の予算が編成される時期ですから、今こそ声を上げていかなければならない。そういう面で今回の9月議会での質問をしたわけです。

これから町村会の会議とか首長会があるのであれば、その直近でやはり上げていくべきだし、そういうのがなければ、設けても上げていくべきだというふうに思いますけれども、この辺のお答えをもう一度お願いしたいと思います。

国保制度の問題では、町長は、国保制度を守っていかなければならない、これはもちろんそのとおりであります。そのとおりであります。国保会計が厳しいという状況もわかっている、承知している。これも同じだと思います。ただ、そこで住民にだけ負担をお願いをして健全化を図る、そこが間違っている。それは、今回所得200万円という線で4万4～5千円の大幅な値上げがされた。もうそういう世帯は月16万円で暮らさなきゃいけない。食費も



ある、いろんな学校の費用もある。これはほとんど生活保護世帯に近い内容じゃないですか。貯金を食いつぶせというようなことなのか、ここは町長の決断のしどころで、もうこれ以上住民課のほうではやれないんですよ。住民課は赤字をつくるわけにはいきませんから。じゃ、どこからお金を持ってくるかというのは、これは町長の決断なんです。

これでも赤字になる。それも確かに指標で出ていましたけれども、そうしたらつぎ込むというのは消極的な対応です。もう既に限界点を超えているんだと思いますけれども、そこをどう町長は認識しているかというのを今回の質問で、しつこいようですが再度言ったわけです。それでも決断はできませんか。大変な問題だと思いますよ、これは。各加入世帯の町民は、借金しても多分保険税は払うと思いますよ。問い合わせも23件、その裏にはその100倍の人たちがやっぱり思っていますよ。その辺の声を政治家としてどういうふうに受けとめるのか、これは町長の本当の政治の姿勢が問われている問題だと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 秋場議員の再質問にお答えいたします。

初めの交付税の関係でございますけれども、確かに現在、国のほうで新年度予算の編成ということで、今そういう時期でございます。ですから、町村会のほうの日程も、来週ですか、一応予定されておりますので、そういう席上、それについては強く国のほうに要望するような形で取り組みをしたいと思っております。

それから、国保税につきましては、・場さんのおっしゃることはよくわかるんですけれども、これは非常に重大な問題でございますので、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

秋場議員、よろしいですか。よろしいですね。

○14番（秋場博敏君） 署名運動が起こると思います。以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で秋場博敏君の一般質問を終わります。

これもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで10分程度休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時42分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、委員会付託

○議長（森 佐衛君） 日程第6、決算認定を上程いたします。

認定第1号 平成24年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までを一括議題といたします。

なお、本認定案については、決算書が事前に配付されており、決算書の備考欄には詳細な説明が記載されております。また各課から決算説明資料が事前に配付されておりますので、説明は省略いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、委員構成については、各常任委員会より2名を選出することに決しました。

委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報

告願います。

それでは、各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務文教常任委員会、議長室、経済常任委員会、議員控室、厚生常任委員会、議員控室。  
常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

---

再開 午後 2時50分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会、鶴岡 巖君、島崎保幸君、経済常任委員会、吉野繁徳君、鶴沢一男君、厚生常任委員会、志田延子君、袴田 忍君。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

---

再開 午後 3時00分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長、島崎保幸君、副委員長、志田延子君、以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月21日月曜日、10月22日火曜日の2日間を予定しております。

本決算に対する委員外質問は、10月10日木曜日までに委員長宛てに提出されますよう、お願いいたします。

なお、詳細は、後日、事務局より文書にて連絡いたします。

---

◎報告第1号、報告第2号の一括上程、説明

○議長（森 佐衛君） 日程第7、報告第1号 平成24年度一宮町健全化判断比率について、報告第2号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの11ページをお開きください。

報告第1号 平成24年度一宮町健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告する。

12ページをお開きください。

平成24年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、決算が黒字となっておりますので数字は載っておりません。

③の実質公債費比率は、平成24年度10%で、平成23年度が11%ですので、1ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回りました。

次に、④の将来負担比率は、平成24年度は29.4%で、平成23年度が53%ですので、23.6ポイント改善されておりますが、引き続き財政健全化に向けて努力してまいります。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

報告第2号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告する。

15ページになりますが、平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、これも決算におきまして黒字でありますので、数字は入っておりません。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

本案については、報告事項ですので、以上で報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第8、議案第1号 一宮町補助金検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、17ページをお開きください。

議案第1号 一宮町補助金検討委員会条例の制定について、ご説明申し上げます。

一宮町補助金検討委員会の条例の制定についてでございますが、現在の一宮町補助金検討委員会設置要綱を廃止し、新たに地方自治法の第138条の4第3項の規定に基づき、一宮町補助金検討委員会条例を制定するものでございます。

この条例の目的は、第1条に示してございますが、一宮町補助金検討委員会を設置し、一宮町が単独で交付している補助金について、適正かつ効果的な交付を図ることを目的とするものでございます。

第2条の委員会の所掌する事務は、町長の諮問に応じ補助金の使途、効果、補助率、金額等を審査し、その交付の適否について答申するものでございます。

第3条の委員会の組織は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者などの方々に委嘱し、第4条は、役員の選出方法などを、第5条では、会議の招集方法などを行うものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、特別職職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中に、補助金検討委員会委員報酬として半日額3,500円を加えるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 質疑をしたいと思いますが、条例制定案につきましては、一宮町実施計画書、平成23年度から平成25年度の計画の中に、補助金検討委員会設置事業として、厳しい財政状況下において、さらなる行政改革の一環として町が交付する補助金等の適正化を推進することを目的に、町内外の有識者などで構成する第三者機関として補助金検討委員会を設置しますと書かれています。

今回の議案審議は、これを具体化しようとするものです。委員会を条例化するに当たり、地方自治法第138条の4第3項を適用するものですが、このことは補助金検討委員会を町の附属機関として位置づけることとなります。外部監查的なものとなると思いますが、一般質

間でも指摘しましたが、委員会設置の趣旨には賛成しますが、運用上の問題として、委員会での検討内容は町へ答申され、その結果が尊重されることとなります。例えば、議会の議決内容との相違点、違いが出てきた場合、行政との見解の違いなどによる相違点がある場合、どこで調整されるのか。また、議会には決算委員会、町には監査委員会などがあります。こうした組織との関連性との問題はどのように整理されるのか、改めて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁をお願いします。

峰島課長。

○総務課長（峰島 清君） 町が支出する補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合に補助することができるとされており、この規定にのっとり補助金を支出しているところですが、厳しい財政状況の中、適正な補助金を支出するために検討委員会を設置し、委員会の意見を聴取しようとするものです。

本条例案に規定する委員会は、ご質問のとおり地方自治法第138条の4第3項に規定する任意に設置する委員会で、執行権を持たない委員会であります。したがって、あくまでも意見を聞くために設置するものであって、最終的には議会にお諮りして決定するものであり、法定の監査委員や議会の決算委員会の職域を侵すものではありません。当然に補助金は予算化され執行されますので、予算案をつくるために意見を聞くものであり、意見を参考に議会に上程し、ご審議いただくものであります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員、よろしいですか。

（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第1号 一宮町補助金検討委員会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第9、議案第2号 一宮町健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長(高師一雄君) 議案つづりの20ページをお開きください。

議案第2号 一宮町健康づくり推進協議会設置条例の制定について、ご説明いたします。

一宮町健康づくり推進協議会設置条例を次のように制定する。

制定理由といたしまして、一宮町健康づくり推進協議会は、昭和57年4月1日に要綱で制定いたしました、町民の総合的な健康づくり対策を推進するための方策を体系的に審議し、町はその対策を策定するものであります。

今回、本年6月一般質問にありましたように、地方自治法138条の4第3項に基づき、町の附属機関として条例制定並びに報酬への見直しを行うものでございます。

本条例第2条に、協議会の所掌事項、第3条に、組織として委員は14名以内、第4条に、任期として委員の任期は2年、第5条以降、会長、会議等について規定をしてございます。

21ページ、後段の附則でございますが、施行期日として、この条例は、平成25年10月1日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中に、健康づくり推進協議会委員、半日額3,500円を加え、従前の一宮町健康づくり推進協議会設置要綱を廃止するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第2号 一宮町健康づくり推進協議会設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第10、議案第3号 一宮町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊税務課長、どうぞ。

○税務課長(渡邊幸男君) それでは、議案第3号 一宮町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されまして、この改正によりまして、急施を要するものについては、同3月30日に専決処分をさせていただき、同5月29日の臨時議会にてご承認をいただいたところでございます。さらに、同6月12日付で、急施を要するもの以外にかかわる政令及び省令の改正が公布されたことに伴いまして、今回該当する条例の整備を行うものでございます。

それでは、議案の内容の説明をいたします。

23ページをごらんください。

中央部の本文1行目からの第47条関係でございますが、平成21年度から始まりました町民税の年金からの天引きに関して、納税義務者が町外へ転出した場合においても継続して徴収できるようにしたこと、及び年間6回の天引き額の平準化を図るため、徴収額の算定方法を見直すものでございます。

24ページをごらんください。

附則の第16条からでございますが、25ページまででございます。この内容につきましては、金融資産の一体課税の変更に伴いまして、個人の株式及び公社債等に関する課税方法が改正になることから、条例の内容の文言の訂正でございますとか、追加、あと削除などの所要の



規定の整備が生じたものでございます。

次の26ページですが、施行日といたしまして、年金の特別徴収、天引きにかかわるものは平成28年10月1日、あと株式、公社債等にかかわるものは平成29年1月1日と定めまして、以降につきましては、当該改正にかかわる経過措置となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第3号 一宮町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第11、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞ。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、議案つづりの27ページをごらんください。

議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

先ほど、一宮町税条例の一部改正で説明がありましたが、地方税法の一部改正により金融資産の一体課税の変更に伴う個人の株式及び公社債等に関する課税方法等が改正になることから、国民健康保険税におきましても、所得割の算定における特例について所要の規定の整

備を行うものでございます。

本文1行目の附則第3項から、28ページの下から8行目までは、課税方法等が改正になることから、文言の訂正、追加、削除等の所要の規定の整備を行うものでございます。

附則でございますが、施行期日は金融機関でのシステム改修等が必要となり、また周知する期間が必要となることから、この条例は、平成29年1月1日から施行するものです。

摘要区分につきましては、当該改正に係る経過措置となるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 質疑ないようですので終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第4号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第12、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの29ページをお開きください。

議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

一宮町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正による延滞金の見直しに合わせ、一宮町介護保険料の延滞金に係る特例措置として、現行の延滞金を14.6%から9.3%に、また、納期

限1カ月以内については4.3%から3%に割合を引き下げるものでございます。

本文1行目、附則第6条を次のように改めるものです。

30ページの附則でございますが、施行期日としまして、この条例は、平成26年1月1日から施行するものです。

2項は、当該改正に係る経過措置となるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第5号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第13、議案第6号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞ。

○住民課長（牧野一弥君） 議案つづりの31ページをごらんください。

議案第6号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正による延滞金の見直しに合わせ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を引き下げるものです。特例措置として、特例基準割合に定率を加えてそれぞれの割合を求めるものでございます。

本文1行目の附則第3条中から、32ページの3行目までは、文言の訂正、追加、削除等の所要の規定の整備を行うものでございます。

具体的には、現行の延滞金14.6%から9.3%に、なお、納期限1カ月以内におきましては、現行の4.3%から3%に改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日として、この条例は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

2項は、当該改正に係る経過措置となるものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第6号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、15分程度休憩といたします。

休憩 午後 3時26分

---

再開 午後 3時43分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第14、議案第7号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの33ページをお開きください。

議案第7号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について、ご説明申し上げます。

平成25年度一宮町一般会計補正予算（第3次）を別紙のとおり提出する。

35ページをお開きください。

平成25年度一宮町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,812万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,800万5,000円とするものでございます。

継続費の補正、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

38ページをお開きください。

第2表の継続費の補正ですが、事業名は新庁舎建設事業で、補正前の総額6億1,992万円を補正後に6億4,908万8,000円に変更するものでございます。2,916万8,000円の増額となりますが、これは、事務室の拡大、議員控室の可動間仕切り、保健センター配管用管路などの追加、変更に伴う工事費です。

39ページをお開きください。

第3表の地方債補正ですが、起債の目的としまして、新庁舎建設事業に伴う緊急防災・減災事業債の補正前の限度額2億9,990万円を補正後は限度額を7,540万円と変更するものです。

この事業は、当初新庁舎の3階と4階を防災拠点施設として、庁舎の全面積の50%を計上しましたが、県と協議した結果、防災拠点として扱える面積が12%となったため、変更するものでございます。

次に、44、45ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

44ページの1款議会費から、55ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。また、各科目の中の人件費の給料、職員手当、共済費の増減につきましては、4月の人事異動による補正、退職者の増により当初予算作成時より4名の職員の減、共済費の負担金率の改正などの減によるものでございます。

このような状況ですので、説明は省略させていただきます。

なお、人件費は、全ての会計で3,988万4,000円の減額となっております。

初めに、45ページの中ほどになりますが、新庁舎建設事業の1億4,663万8,000円のうち、工事請負費の1億663万8,000円は、保健センター遡及工事の112万4,000円につきましては、新庁舎と保健センターを渡り廊下で3階部分を接続するため、3階部分の扉と壁を防火対策とする予定でしたが、消防署より新たに2階と4階についても防火壁等の指導があり、補正するものです。

その下の新庁舎建設工事の2,916万8,000円は、事務室の拡大、議員控室の可動間仕切り、保健センターから新庁舎間のネットワーク配線用管路などの追加、変更工事費用です。

議会放送システム設備工事の1,658万円は、議場の記録システムの構築及び庁内のテレビ中継、インターネット中継を行うための工事費です。

新庁舎ネットワーク設備工事の4,947万6,000円は、新庁舎のL G W A Nなどネットワークインフラを整備するための工事費、防災情報システム設備工事の1,029万円は、県防災及びJアラートなどの通信設備の工事費です。

備品購入費の4,000万円は、事務机、椅子及びロッカーなどの備品を購入する費用です。

次に、47ページをお開きください。

47ページの一番上の戸籍事務費の206万9,000円は、災害による戸籍データの滅失等を防ぐために、L G W A N回線を使用し遠隔地でバックアップができるように、戸籍基本データ管理システムの導入を行うため、通信運搬費や導入委託料及び保守委託料を今回補正するものです。

次に、一番下の保育所運営費の830万8,000円のうち共済費の71万円と、49ページになりますが、賃金の694万6,000円は、臨時職員4名分の社会保険料と賃金です。

需用費の65万2,000円は、東浪見保育所の給食室の天井の張りかえ、保育所ロッカー内床張りかえ、げた箱の修繕、及び一宮町小学校の水道の蛇口の交換をするための修繕料です。

その下の保育士等処遇改善臨時特例事業の185万7,000円のうち、負担金補助及び交付金の170万7,000円は、保育士処遇改善等臨時特例補助金として愛光保育園に支出するものです。

49ページの中ほどになりますが、保健センター管理運営費の1,715万3,000円は、中央公民館と保健センターの排水を現在県道に流しておりますが、排水管がゆがみ接続部分から排水が漏れているため、排水管改修工事を行うものです。

次に、下から2番目になりますが、住宅用太陽光発電システム事業の105万円は、住宅用

太陽光発電システム設置補助金として補正するものです。当初予算で同額を計上しましたが、全て補助済みとなっております。

一番下になりますが、住宅用省エネルギー設備設置事業は、県の新規事業で、78万円のうち家庭用燃料電池システム補助金の30万円は、都市ガスから発電時に発生する熱を利用し、お湯をつくる給湯に利用する設備を設置する場合に補助するものです。

51ページをお開きください。

一番上の、定置用リチウムイオン蓄電システム補助金の30万円は、夜間電力を蓄電し、昼間の電力需要のピーク時に使用したり、災害時に利用する設備を設置する場合に補助するものです。

その下の、エネルギー管理システム補助金の3万円は、家庭内のエネルギーの使用状況を確認したり制御したりするシステムを設置した場合に補助するものです。

電気自動車充電設備補助金の15万円は、電気自動車に給電したり、電気自動車から家庭に給電する設備を設置した場合に補助するものです。

次に、農業振興事業の304万円のうち、青年就農者確保・育成給付金事業交付金75万円は、年齢45歳未満、30アール以上の耕作を要件とし、新規就農者に1年間150万円を補助するものであり、1人新規就農者の申請があり、10月からの6カ月間で75万円を交付するものです。これは県の100%補助です。

次に、ちばの6次産業チャレンジ支援事業補助金229万円は、イチゴ農家よりイチゴ大福づくり機や攪拌機及び殺菌庫を購入するための補助金で、事業費の3分の1が県からの補助です。

農地関係負担金・補助金の128万円は、両総土地改良区内の用水路整備を実施し、事業費につきましては、平成25年度から平成41年度までの期間、借入れにより償還を予定しておりましたが、今年度に一括して清算するものです。

一番下から2番目ですが、観光振興事業の91万1,000円は、東京駅構内に町の観光案内を電飾看板により、この10月から来年3月末日までの6カ月間の期間、掲示をするものでございます。

53ページをお開きください。

ちょうど真ん中ほどになりますが、災害対策事業の14万9,000円は、災害時の避難者が無線LANでインターネットへ接続し安否の確認や情報収集ができるよう、GSSセンターに光回線用配管工事を行うものでございます。この工事費は、東日本大震災復興基金より支出

するものでございます。

55ページをお開きください。

文化財保護事業の125万円は、玉前神社社殿修理に伴い補助金交付要綱に基づき補助するものでございます。

臨海運動公園管理運営費の62万3,000円のうち、工事請負費の42万円は、テニスコートの夜間照明の根元が腐食し穴があいている状況であり、倒壊の危険があることから照明1基を撤去するための工事費です。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

歳入につきまして、ご説明申し上げますが、9款地方特例交付金、15款県支出金、18款繰入金、19款繰越金、21款町債でございますが、その内容につきましても、43ページでご説明いたします。

地方特例交付金の81万9,000円は、住宅ローン減収分の交付金の補てん特例交付金でございます。

次に、農業費負担金の△180万円は、ため池整備事業負担金として受益者負担を事業費の38%から20%に負担減としたためでございます。

児童福祉費補助金の185万7,000円は、保育士等処遇改善臨時特例事業交付金でございます。環境費補助金の148万円は、千葉県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金70万円と、千葉県住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金78万円でございます。

農業費補助金の304万円は、青年就農者確保・育成給付金事業交付金75万円と、ちばの6次産業化チャレンジ支援事業補助金の229万円です。

庁舎建設基金繰入金として2億4,762万1,000円、東日本大震災復興基金繰入金は14万9,000円、繰越金の1億1,945万8,000円は前年度繰越金です。

緊急防災・減災事業債の△2億2,450万円は、当初新庁舎の3階と4階を緊急防災減災事業として2億9,990万円を借り入れし、実施する予定でしたが、県と協議した結果、建物の12%が対象とのことであり減額するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第7号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第15、議案第8号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、はい、どうぞ。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、議案つづりの60ページをお開きください。

議案第8号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について、ご説明申し上げます。

61ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万2,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,909万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、4月の人事異動等によります人件費の増と、前年度の精算による償還金が主なものでございます。

それでは、68、69ページをお開き願います。

まず、歳出でございますけれども、1款総務費につきましては、人事異動等による人件費といたしまして10万5,000円の増でございます。

2款の保険給付費、1項3目の一般被保険者療養費でございますけれども、これにつきましては、平成24年度の保険加入者の過誤が判明したため療養費として支払うものでございま

す。220万円でございます。

10款の諸支出金、1項3目の償還金でございますけれども、こちらにつきましては226万7,000円、平成24年度精算に伴い国及び支払基金への償還金でございます。

次に、歳入でございますが、前の66、67ページをお願いいたします。

歳入、9款繰入金でございますけれども、1項1目の一般会計繰入金、これは職員給与費分といたしまして10万5,000円を繰り入れるものでございます。

あと、10款繰越金、1項2目のその他繰越金といたしまして446万7,000円、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第8号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第16、議案第9号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの72ページをお開きください。

議案第9号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説

明いたします。

73ページをごらんください。

平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,051万8,000円とする。

今回の補正は、主として4月の人事異動に伴います人件費並びに前年度の精算に伴うものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

80ページ、81ページをお開きください。

81ページ、1段目、説明欄をごらんください。

1款総務費につきましては、1目一般管理費が、人事異動による一般職の人件費173万6,000円の増額に伴うものでございます。

1段飛びまして、5款諸支出金、2目の償還金につきましては、24年度事業の精算に伴い、支払基金への地域支援事業分の返還金65万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

78ページ、79ページをお願いいたします。

78ページの2段目、5款支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金につきまして、24年度の精算に伴う追加交付金201万7,000円の増分でございます。

1段飛びまして、8款繰入金でございますが、4目その他一般会計繰入金につきましては、歳出一般管理費への人事異動に伴う人件費173万6,000円の町繰り入れによる増額分でございます。

続きまして、8款繰入金、これにつきましては1目の介護給付費準備基金繰入金については、過年度精算に伴う追加交付の増額に伴い、基金の取り崩し分219万9,000円の減額補正をするものでございます。

最後、9款繰越金については、24年度決算に伴う前年度の繰越金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第9号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第17、議案第10号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、お願いします。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、議案つづりの84ページをお開きください。

議案第10号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)議定について、ご説明申し上げます。

85ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,867万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、4月の人事異動等によります人件費の増でございます。

それでは、92、93ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款総務費、1項1目の一般管理費でございますけれども、一般職の人件費、人事異動等による105万円の増でございます。

前のページの90、91ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰入金、1項1目の事務費繰入金といたしまして、105万円を事務費繰入金として繰り入れるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第10号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第18、同意案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長（玉川孫一郎君） 同意案第1号 教育委員の任命について説明申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の中村敏夫さんが、平成25年9月23日をもって任期満了となることから、同人を改めて任用したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

中村さんは、一宮町一宮2969番地の8にお住まいの、昭和22年9月25日生まれの方でございます。平成21年9月24日から教育委員として任用され、平成22年10月から1年間、教育委員長としてご活躍されております。これまでの功績及び人格、識見もすぐれていることから、教育委員としてふさわしいと判断し、今回2期目の議会の同意をお願いしたく上程するものです。

任期は、皆さんの同意が得られた後、辞令交付を行い、それから4年間です。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。中村敏夫さんを教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 全員起立。

よって、中村敏夫さんを教育委員会委員に同意することに決しました。

---

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第19、同意案第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 同意案第2号 教育委員の任命について、ご説明申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の山田和雄さんが、平成25年9月30日をもって任期満了となることから、同人を改めて任用したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山田さんは、一宮町一宮2939番地にお住まいの、昭和26年1月16日生まれの方であります。平成21年10月1日から教育委員として任用され、平成23年10月から1年間、教育委員長としてご活躍されております。これまでの功績及び人格、識見もすぐれていることから、教育委員としてふさわしいと判断し、今回2期目の議会の同意をお願いしたく上程するものです。

任期は、皆さんの同意が得られた後、辞令交付を行い、それから4年間です。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。山田和雄さんを教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 全員起立。

よって、山田和雄さんを教育委員会委員に同意することに決しました。

---

#### ◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第20、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、どうぞ。

○町長(玉川孫一郎君) 人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

推薦する方は、一宮町東浪見6053番地、吉田 茂さんです。生年月日は、昭和23年9月17日です。吉田さんは、民間の会社に31年勤務し、その後農業に従事しております。農業委員を2期務め、野菜出荷組合長として組合をまとめてこられたほか、現在交通安全協会副会長としてもご活躍されており、人格、識見ともにすぐれた方でございます。

現在委嘱されている篠田委員が、この12月で任期満了となることに伴い推薦するもので、任期は平成26年1月1日から3年間です。よろしく願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。吉田 茂さんを適任とすることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立全員。

よって、本議会の吉田 茂さんに対する意見は適任と決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成25年第3回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時15分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年 月 日

一宮町議会議長